JBC CHINA REPORT 中国レバート

3号 2024年度

コラム1

「3中全会」を踏まえた中国 の経済情勢と今後の展望

名古屋外国語大学 教授 日立総合計画研究所 リサーチフェロー **真家 陽一**

コラム2

中国における起業促進・新興企業育成に向けた新たな取り組み

(株) 野村資本市場研究所 北京事務所 首席代表 関根 栄一

コラム3

中国における董事・監事・総経理等の個人責任と「董事賠償責任保険」について

キャストグローバルグループ代表 弁護士・税理士・香港ソリシター 村尾 龍雄

投資関連制度情報定年延長について

新公布法令情報·解説



JBIC中国レポート



03 コラム1

「3中全会」を踏まえた中国の 経済情勢と今後の展望

名古屋外国語大学 教授 日立総合計画研究所 リサーチフェロー 真家 陽一

17 コラム2

中国における起業促進・新興企業育成に向けた新たな取り組み

(株) 野村資本市場研究所 北京事務所 首席代表 **閏根 栄一**

26 コラム3

中国における董事・監事・総経理等の個人責任と「董事賠償責任保険」について

弁護士法人キャストグローバル 弁護士・税理士・香港ソリシター 村尾 龍雄

37 投資関連制度情報

定年延長について

42 新公布法令情報·解説

主な新公布法令

今号の表紙:

湖北省多品種化学繊維プラント建設プロジェクト

JBICは、2001年4月、湖北省多品種化学繊維プラント建設プロジェクトの支援を目的に中国政府 (中国財政部) との間で、総額7,261百万円を限度とする事業開発等金融の貸付契約を締結。 高級ポリエステル化繊の紡績・染色に関する新技術を導入し、一貫生産を実現することで中国繊維業界の底上げを図り、我が国繊維関連企業の対中投資促進にも寄与。 (写真はイメージ)

コラム1

COLUMN-1 「3中全会」を踏まえた中国 の経済情勢と今後の展望

「3中全会」を踏まえた中国の経済情勢と今後の展望



真家 陽一 名古屋外国語大学 教授 日立総合計画研究所 リサーチフェロー

1985年、青山学院大学経営学部卒業。2001年、日本貿易振興会 (ジェトロ、現・日本 貿易振興機構) 入会。海外調査部中国北アジア課長、北京事務所次長等を経て、2016 年9月より現職。2017年11月より日立総合計画研究所リサーチフェローも兼職。

はじめに

中国共産党第20期中央委員会第3回全体会議(3中全会)が2024年7月15日から18日まで北京で開催された。5年に1度開催される中国共産党大会で選出された中央委員らは、1期5年の任期中、一般的に7回の全体会議を開催する。1中全会は党指導部の選出、2中全会は政府や国家機関の人事を決めることを目的としているが、3中全会は中長期の経済政策方針を決定することが多く、中国共産党の最も重要な会議の1つとして注目されている。中国経済の減速が指摘される中で開催された3中全会では、どのような政策が策定されたのであろうか。

本稿は、まず3中全会の開幕日となった2024年7月15日に公表された経済指標を基に、中国経済の現状を確認する。次に、3中全会後に公表された3つの文書(①3中全会コミュニケ、②改革のさらなる全面深化と中国式現代化の推進に関する中国共産党中央委員会の決定、③「改革のさらなる全面深化と中国式現代化の推進に関する中国共産党中央委員会の決定」に関わる習近平総書記の説明)を基に、3中全会の概要を検証する。その上で、3中全会後の政策動向も概観することで、3中全会を踏まえた中国の経済情勢と今後の展望を包括的に考察することを目的とする。

1. 中国経済の現状

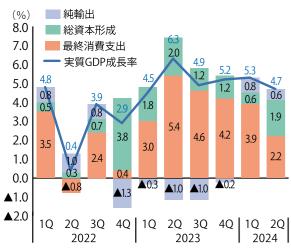
まず、3中全会の開幕日となった2024年7月15日 に国家統計局から公表された経済指標を基に、中 国経済の現状を確認する。

国家統計局によれば、中国の2024年第2四半期 (4~6月)の実質GDP成長率は前年同期比4.7%増 と、第1四半期(1~3月)の5.3%増から0.6ポイント 低下した。上半期(1~6月)では5.0%増と、2024年 の政府目標(5.0%増前後)の水準を維持している (図表1)。

需要項目別に見ると、第2四半期の実質GDP成 長率に対する寄与度は、最終消費支出が2.2ポイントと第1四半期比で1.7ポイント減となった。他 方、総資本形成が1.9ポイントと同1.3ポイント増と なった。また、純輸出は0.6ポイントと同0.2ポイント減にとどまった。内需の低迷を背景に消費の寄 与度が低下する中、製造業を中心とした投資の回 復とそれに伴う工業生産が経済成長を下支えする 形となった。

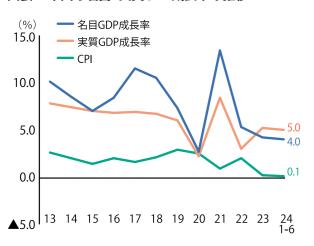
なお、上半期の名目GDP成長率は4.0%にとどまっており、「名実逆転」はデフレ圧力の強さを示すと指摘されている(図表2)。

図表1 中国の実質GDP成長率の推移



出所) 国家統計局の公表資料を基に作成

図表2 中国の名目・実質GDP成長率の推移



出所) 国家統計局の公表資料を基に作成

2. 中国共産党第20期中央 委員会第3回全体会議 (3中 全会) の概要

中国経済の減速が指摘される中で開催された3 中全会では、どのような政策が策定されたのであろうか。3中全会後に公表された3つの文書(①3中全会コミュニケ、②改革のさらなる全面深化と中国式現代化の推進に関する中国共産党中央委員会の決定、③「改革のさらなる全面深化と中国式現代化の推進に関する中国共産党中央委員会の決定」に関わる習近平総書記の説明)を基に、3中全会の概要を検証する。

1) 中国共産党第20期中央委員会第3回全体会議コミュニケ

閉幕日の2024年7月18日には3中全会で採択されたコミュニケが公表された^[1]。コミュニケによれば、全体会議は「改革のさらなる全面深化と中国式現代化の推進に関する中国共産党中央委員会の決定」を審議・採択し、習近平国家主席が「決定」について全体会議で説明した。

また、コミュニケは、改革のさらなる全面深化の総目標として、①中国の特色ある社会主義制度を持続的に整備・発展させ、国家のガバナンス体系とガバナンス能力の現代化を推進する、②2035年までに、ハイレベルの社会主義市場経済体制を全面的に完成させ、中国の特色ある社会主義制度をさらに整備し、国家のガバナンス体系とガバナンス能力の現代化を基本的に実現し、今世紀半ばまでに社会主義現代化強国を全面的に完成させるための堅固な基礎を構築することを掲げた。

さらに、コミュニケは、①ハイレベルの社会主義市場経済体制の構築、②全過程にわたる人民民主の発展、③社会主義文化強国の建設、④人民の生活の質向上、⑤美しい中国の建設、⑥よりハイレベルの平安中国の建設、⑦党の指導レベルと長期執政能力の向上の7分野に焦点を当てて、引き続き改革を前進させ、2029年の中華人民共和国建国80周年までに、本決定で提起された改革任務を完成させることを打ち出した。

加えて、コミュニケでは、改革のさらなる全面深化に対する取り組みとして、①ハイレベルの社会主義市場経済体制の構築、②質の高い経済発展を推進する体制・メカニズムの整備、③全面的なイノベーションを支援する体制・メカニズムの構築、④マクロ経済ガバナンス体系の整備、⑤都市と農村の融合発展の体制・メカニズムの整備、⑥ハイレベルの対外開放体制・メカニズムの整備、⑥ハイレベルの対外開放体制・メカニズムの整備、⑧中国の特色ある社会主義法治体系の整備、⑨文化体制・メカニズム改革の深化、⑩民生の保障・改善制度体系の整備、⑪生態文明体制改革の深化、⑫国家の安全保障体

系と能力現代化の推進、⑬国防・軍隊改革の持続的 深化、⑭改革のさらなる全面深化と中国式現代化の 推進に対する党の指導レベルの向上が謳われた。

この他、「改革のさらなる全面深化と中国式現代 化の推進に関する中国共産党中央委員会の決定」 に言及はないものの、コミュニケによれば、全体会 議では、当面の情勢と任務を分析した上で、2024年 の経済・社会発展目標を実現すべく、①内需の積極 的拡大、②地域の事情に応じた新たな質の生産力 の発展、③対外貿易の新たな原動力の育成加速、④ グリーン・低炭素発展の着実な推進、⑤民生の確実 な保障・改善、⑥貧困脱却の堅塁攻略の成果の定 着・拡大等に取り組み、第14次5ヵ年計画の実行状 況を総括・評価しつつ、第15次5ヵ年計画の立案準 備を着実に進めることが強調された。

また、全体会議では、発展と安全を統一的に推進し、不動産、地方政府債務、中小金融機関などの重点分野のリスク防止・解消措置を実施し、安全生産の責任を厳格に実行し、自然災害、特に水害のモニタリング・防災減災措置を整備し、社会安全リスクの防止・抑制ネットワークを緊密に構築し、社会の安定を確実に守らなければならないことが指摘された。

さらに、全体会議では、秦剛同志(前外交部長) の中央委員会委員辞任、李尚福(前国防部長)の除 籍処分等の人事が決定された。

2) 改革のさらなる全面深化と 中国式現代化の推進に関する中 国共産党中央委員会の決定

2024年7月21日には、3中全会で審議・採択された「決定」の全文が公表された^[2]。決定は全15部で構成される。第1部が総論で、改革のさらなる全面深化と中国式現代化を推進する重要な意義と全体的要件について詳述している。第2部から第14部が各論で、経済(社会主義市場経済、質の高い経済発展、イノベーション、マクロ経済ガバナンス、対外開放)、政治(人民民主、社会主義法治)、文化、社会(都市と農村、民生)、生態文明、国家安全保障、国防・軍隊に関わる改革措置が掲げられている。ま

た、第15部は改革に対する党の指導の強化が謳われている。「決定」には60項目で300余りにも上る政策措置が列挙されている(図表3)。

3)「改革のさらなる全面深化と中国式現代化の推進に関する中国共産党中央委員会の決定」に関わる習近平総書記の説明

「決定」には60項目で300余りにも上る政策措置が列挙されているが、その重点は何であろうか。 それを示唆するのが、2024年7月21日に公表された「『改革のさらなる全面深化と中国式現代化の推進に関する中国共産党中央委員会の決定』に関わる習近平総書記の説明」だ[3]。

習主席の説明によれば「『決定』は2035年に社会主義現代化を基本的に実現するという目標を見据えつつ、今後5年間の重要な改革措置を重点的に配置したもので、内容の構成では、①経済体制改革による牽引の役割の発揮、②全面的なイノベーションの支援体制・メカニズムの構築、③全面的な改革、④発展と安全の統一推進、⑤改革に対する党の指導の強化を重視したことに特徴がある」と指摘されている。以下、各項目の概要について見ていく。

①経済体制改革による牽引の役割の発揮

政府と市場の関係を適切に処理するという核心的な問題を中心に据えて、ハイレベルの社会主義市場経済体制の構築を際立った位置に置いた上で、①重点分野とカギとなる部分、②質の高い経済発展の推進、③マクロ経済ガバナンス体系、④都市と農村の融合発展、⑤ハイレベルの対外開放に関わる政策措置が提起されている(図表4)。

4 JBIC中国レポート | 2024年度 3号 5 JBIC中国レポート | 2024年度 3日 5 JBIC中国レポート | 2024年度 3 JBIC中国レポート |

図表3 改革のさらなる全面深化と中国式現代化の推進に関する中国共産党中央委員会の決定の構成

		(1)	改革のさらなる全面深化の重要性と必要性
ا ر	改革のさらなる全面深化と中国式現代化の推進の 重大な意義と全体的要求		改革のさらなる全面深化の指導思想
1			改革のさらなる全面深化の総目標
			改革のさらなる全面深化の原則
			「二つの揺るぐことなく」の堅持・実行
2	 ハイレベルの社会主義市場経済体制の構築	<u> </u>	全国統一大市場の構築
_			市場経済の基礎的制度の整備
		(7)	
		_ ` _	地域の事情に応じた新たな質の生産力の発展体制・メカニズムの整体
			実体経済とデジタル経済の高度融合促進制度の整備
3	質の高い経済発展の推進体制・メカニズムの整備	_ /	サービス業の発展体制・メカニズムの整備
			現代化インフラ建設体制・メカニズムの整備
		(12)	産業チェーン・サプライチェーンの強靭性・安全性向上制度の整備
		(13)	教育総合改革の深化
4	全面的なイノベーションの支援体制・メカニズムの構築	(14)	科学技術体制改革の深化
		(15)	人材開発体制・メカニズム改革の深化
			国家戦略計画体系と政策整合メカニズムの整備
			財政・租税体制改革の深化
5	マクロ経済ガバナンス体系の整備		金融体制改革の深化
			1 111 1 111 1
		` /	地域協調発展戦略メカニズムの整備・実施
		` /	新型都市化体制・メカニズムの整備・推進
6	 都市と農村の融合発展体制・メカニズムの整備	_ /	農村基本経営制度の強化・整備
U		(22)	強農恵農富農支援制度の整備
		(23)	土地制度改革の深化
		(24)	制度型開放の着実な拡大
	ハイレベルの対外開放体制・メカニズムの整備	` /	対外貿易体制改革の深化
7			外商投資・対外投資管理体制改革の深化
•	VII VVOODAT (MIDAKI NII VOODE MII	_ /	地域開放配置の最適化
		_ /	質の高い「一帯一路」共同建設推進メカニズムの整備
			人民主体制度建設の強化
8	全過程にわたる人民民主制度体系の整備	· ,	協商民主メカニズムの整備
			末端民主制度の整備
		` /	大統一戦線活動の枠組み整備
		(33)	立法分野改革の深化
		(34)	法に基づく行政の推進
9	中国の特色ある社会主義法治体系の整備	(35)	公正な法執行・司法の体制・メカニズムの整備
		(36)	法治社会建設メカニズムの整備・推進
			渉外法治建設の強化
		, ,	イデオロギー活動責任制の整備
			文化サービス・文化作品供給メカニズムの最適化
10	文化体制・メカニズム改革の深化		インターネット総合ガバナンス体系の整備
			効果的な国際発信体系の構築
		_ /	所得分配制度の整備
		` /	雇用優先政策の整備
11	民生の保障・改善制度体系の整備	` ,	社会保障体系の整備
		(45)	医療・医薬・衛生体制改革の深化
		(46)	人口発展支援・サービス体系の整備
_			生態文明基礎体制の整備
			I
12	 生態文明体制改革の深化	(48)	生態環境ガバナンス体系の整備
12	生態文明体制改革の深化		
12	生態文明体制改革の深化	(49)	グリーン・低炭素発展メカニズムの整備
12	生態文明体制改革の深化	(49) (50)	グリーン・低炭素発展メカニズムの整備 国家安全保障体系の整備
	生態文明体制改革の深化 国家安全保障体系と能力現代化の推進	(49) (50) (51)	グリーン・低炭素発展メカニズムの整備 国家安全保障体系の整備 公共安全ガバナンスメカニズムの整備
		(49) (50) (51) (52)	グリーン・低炭素発展メカニズムの整備 国家安全保障体系の整備 公共安全ガバナンスメカニズムの整備 社会ガバナンス体系の整備
		(49) (50) (51) (52) (53)	グリーン・低炭素発展メカニズムの整備 国家安全保障体系の整備 公共安全ガバナンスメカニズムの整備 社会ガバナンス体系の整備 渉外国家安全保障メカニズムの整備
13	国家安全保障体系と能力現代化の推進	(49) (50) (51) (52) (53) (54)	グリーン・低炭素発展メカニズムの整備 国家安全保障体系の整備 公共安全ガバナンスメカニズムの整備 社会ガバナンス体系の整備 渉外国家安全保障メカニズムの整備 人民軍隊指導管理体制・メカニズムの整備
13		(49) (50) (51) (52) (53) (54) (55)	グリーン・低炭素発展メカニズムの整備 国家安全保障体系の整備 公共安全ガバナンスメカニズムの整備 社会ガバナンス体系の整備 渉外国家安全保障メカニズムの整備 人民軍隊指導管理体制・メカニズムの整備 統合作戦体系改革の深化
13	国家安全保障体系と能力現代化の推進	(49) (50) (51) (52) (53) (54) (55)	グリーン・低炭素発展メカニズムの整備 国家安全保障体系の整備 公共安全ガバナンスメカニズムの整備 社会ガバナンス体系の整備 渉外国家安全保障メカニズムの整備 人民軍隊指導管理体制・メカニズムの整備
13	国家安全保障体系と能力現代化の推進国防・軍隊改革の持続的深化	(49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56)	グリーン・低炭素発展メカニズムの整備 国家安全保障体系の整備 公共安全ガバナンスメカニズムの整備 社会ガバナンス体系の整備 渉外国家安全保障メカニズムの整備 人民軍隊指導管理体制・メカニズムの整備 統合作戦体系改革の深化 軍隊・地方協力体制改革の深化
13	国家安全保障体系と能力現代化の推進国防・軍隊改革の持続的深化	(49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57)	グリーン・低炭素発展メカニズムの整備 国家安全保障体系の整備 公共安全ガバナンスメカニズムの整備 社会ガバナンス体系の整備 渉外国家安全保障メカニズムの整備 人民軍隊指導管理体制・メカニズムの整備 統合作戦体系改革の深化 軍隊・地方協力体制改革の深化 改革のさらなる全面深化に対する党中央の集中的・統一的指導の堅持
13	国家安全保障体系と能力現代化の推進	(49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58)	グリーン・低炭素発展メカニズムの整備 国家安全保障体系の整備 公共安全ガバナンスメカニズムの整備 社会ガバナンス体系の整備 渉外国家安全保障メカニズムの整備 人民軍隊指導管理体制・メカニズムの整備 統合作戦体系改革の深化

出所) 新華社「改革のさらなる全面深化と中国式現代化の推進に関する中国共産党中央委員会の決定」(2024年7月21日) を基に作成

図表4 経済体制改革に関わる主な政策措置

	項目	概要
1	重点分野と 会がまま は は は 者 置	・非公有制経済の発展の促進に着目し、民営経
2	質の高発達を推進する るカニスの整備 がある。	・ハイテク・高効率・高品質を特徴とする生産力の発展を中心に据えて、新たな領域と新たな競争分野への制度の供給を強化し、未来産業への投入・成長メカニズムを確立し、国家標準の向上による伝統産業の最適化・高度化をリードし、各種の先進的生産要素を新たな質の生産力の発展・促進に集結。
3	マクロ経 済のガバ ナンス体 系の整備	
4	都市と農村の融合発展の体制・メカニズムの整備	・新型都市化を推進する体制・メカニズムを構築。・農村の基本的経営制度を強化・整備。・「強農・恵農・富農」支援制度を整備。・土地制度改革を深化。
(5)	ハル ハル ハル カル カル カル ボガム が 大ムの ながれた が 大ムの ながれた。 を備	・制度型開放を着実に拡大。・対外貿易体制改革を深化。・外商投資・対外投資管理体制改革を深化。・地域開放の配置を最適化。・質の高い「一帯一路」共同建設の推進メカニスムを整備。

出所) 新華社「習近平『改革のさらなる全面深化と中国式現代 化の推進に関する中国共産党中央委員会の決定』に関わる説 明」(2024年7月21日) を基に作成

②全面的なイノベーションの支援体制・ メカニズムの構築

教育・科学技術・人材の体制・メカニズムの一体 的改革を統一的に推進すべく、①教育体制改革、 ②科学技術体制改革、③人材開発体制・メカニズ ム改革を深化させ、国家のイノベーション体系の 全体的な機能を向上させることが強調されている (図表5)。

図表5 イノベーション支援に関わる主な政策措置

	項目	概要
1	教育体制改革	 高等教育機関の改革を類別に推進し、科学技術の発展と国家戦略上の需要が牽引する学科設置調整メカニズムと人材育成モデルを確立し、緊急に必要な学科・専攻を設置。 高等教育機関の科学技術イノベーションメカニズムを整備し、成果の実用化の機能を向上。
2	科学技術体制改革	・国家の戦略的科学技術力の構築を強化し、国家の科学研究機関、ハイレベルの研究型大学、科学技術リーディング企業の位置付けと配置を最適化し、科学技術計画の管理を改善し、基礎研究分野、学際的・先端分野、重点分野における先見的・先導的な配置を強化。 ・科学技術イノベーションの主体としての企業の地位を強化し、科学技術リーディング企業の育成・拡大メカニズムを確立。 ・科学研究型事業体が一般事業体よりも柔軟な管理制度を実行することを認め、企業化管理の実行を模索。 ・職務発明に関する権限付与の改革を深化。
3	人材開発 体制・メ カニズム 改革	 ・国家の戦略的人材開発力を加速させ、各種人材の資質を向上。 ・若手イノベーション人材の発掘・選抜・育成メカニズムを整備し、若手科学技術者の待遇をよりよく保障。 ・人材インセンティブメカニズムを強化し、雇用主体への権限委譲と人材雇用への規制緩和を堅持。 ・海外人材の誘致支援・保障メカニズムを整備。

出所) 図表4に同じ

③全面的な改革

改革のさらなる全面深化を推進すべく、①民主・ 法治改革、②文化体制改革、③民生の保障・改善制 度体系の整備、④生態文明体制改革を中心に、経済 体制改革とその他の各分野の改革が統一的に配置 されている(図表6)。

6 JBIC中国レポート | 2024年度 3号 JBIC中国レポート | 2024年度 3号 7

図表6 全面的な改革に関わる主な政策措置

	項目	概要
1	民主・法治改革	・人民主体制度建設を強化。 ・協商民主メカニズムを整備。 ・末端の民主制度を整備。 ・大統一戦線活動の枠組みを整備。 ・重点分野・新興分野・渉外分野の立法を強化。 ・監察機関、公安機関、検察機関、裁判機関、司法・行政機関が職責を果たし、監察権、捜査権、検察権、裁判権、法執行権が相互に連携・制約し合う体制・メカニズムを整備。 ・法治社会建設の推進メカニズムを整備。
2	文化体制改革	・物質文明と精神文明のバランスのとれた現代化の推進に立脚し、理想・信念教育の常態化・制度化を推進。 ・文明の育成・実践・創造活動メカニズムを整備。 ・文化サービスと文化作品の供給メカニズムを 最適化し、優れた文化資源を末端へ供給するメカニズムを整備。 ・インターネット総合ガバナンス体系を整備。 ・国際的発信の枠組み再構築を推進し、より効果的な国際的発信体系を構築。
3	民生の改体の発達のの整備	 ・所得分配制度を改善し、所得分配秩序を規範化。 ・起業による雇用促進の政策環境を最適化し、新たな雇用形態の発展を支援・規範化。 ・非正規就業者、農民工、新たな雇用形態者の社会保障制度を整備し、就業先での社会保険加入時の戸籍制限を全面的に撤廃。 ・不動産発展の新たなモデル構築を加速させ、各都市政府に不動産市場のコントロール自主権を十分に付与。 ・医療・医薬・衛生体制改革を深化させ、健康優先発展戦略を実施。 ・人口発展支援・サービス体系を整備し、出産・子育て支援政策体系とインセンティブメカニズムを整備し、養老事業と養老産業の発展政策・メカニズムを整備し、自由意志・柔軟性重視の原則に基づいた定年の段階的延長改革を穏当かつ秩序立てて推進。
4	生態文明体制改革	・生態文明の基礎的体制、生態環境ガバナンス体系 およびグリーン・低炭素発展メカニズムを整備。 ・地域ごとに差別化され、的確に規制された生態 環境管理制度の実施し、生態保護に向けた横 断的補償メカニズムを整備し、グリーン・低炭 素の発展を支援する財政・租税、金融、投資、 価格の政策・基準体系を実施し、新型エネル ギー体系の計画・建設を加速。

出所) 図表4に同じ

4発展と安全の統一推進

国家安全保障の擁護を際立った位置に置き、国家 安全保障体系と能力現代化の推進を中心に据えて、 効率的に連動する国家安全防護体系を構築し、科 学技術による国家安全保障能力の強化を推進すべ く、以下の政策措置が打ち出されている。

- ・重大公共突発事件処置の保障体系を整備。
- ・人工知能 (AI) の安全性への監督管理制度を 整備。

- ・全国統一の人口管理制度の確立を模索。
- ・社会治安の総合防止・抑制体系を整備し、大衆が 強い不満を示している違法犯罪行為を法に基づい て厳しく取り締まる。
- ・周辺安全保障活動の調整メカニズムを構築・ 整備。
- ・反外国制裁、反内政干渉、反「管轄権の域外適用」 メカニズムを整備。
- ・貿易リスク防止・抑制メカニズムを整備し、渉外法 律・法規体系と法治実施体系を整備し、法執行・ 司法の国際協力を深化。
- ・国防・軍隊改革の持続的深化を中心に据えて、人 民・軍隊の指導・管理体制・メカニズムを整備し、 統合作戦体系の改革を深化させ、軍隊・地方協力 体制の改革を深化。

⑤改革に対する党の指導の強化

党の指導はさらなる改革の全面深化と中国式 現代化の推進における根本的な保証と指摘した上 で、以下の政策措置が示されている。

- ・党中央の重要な政策決定・配置の実施メカニズムを整備。
- ・幹部人事制度の改革を深化させ、人材の選抜・任用の正しい方向を明確化し、政治的に健全で、果敢に責任を担い、鋭意に改革に取り組み、実績が際立ち、清廉公正な幹部の抜擢を強化し、幹部の職権濫用、職務怠慢、履行勇気不足、履行能力の欠如の問題の解決に力を入れる。
- ・正しい治績観を確立・実践し、「三つの区別すべきこと」を実施し^[4]、幹部が開拓・進取の精神を持って、業務に取り組むことを奨励。
- ・党組織の政治機能と組織機能を強化。
- ・形式主義と官僚主義を防止・是正する制度・メカニズムを整備し、不正と腐敗問題の共同調査・取り締まりメカニズムを整備し、新型腐敗や隠れた腐敗を防止・摘発する効果的な方法を拡充。

なお、中国共産党理論誌「求是」2024年第18期 (9月16日発行)は、習主席の重要文書として「3中 全会での演説」を掲載した^[5]。習主席は演説の中 で、2024年下半期の活動について「今年もすでに 半分が過ぎており、下半期の活動に適切に取り組 むことは、通年の目標任務を実現する上で非常に 重要である」と指摘。その上で習主席は①通年の 経済・社会発展目標の実現、②発展と安全の統一 推進、③「5カ年計画」の総括評価と計画活動の実 施、④全面的で厳格な党内統治の推進の4点を重 点として強調した。

3.3中全会後の政策動向

3中全会での「決定」には、300余りの改革措置が提起されているが、3中全会の目的は、基本方針の策定であり、具体的な内容は書かれていない。今後は「決定」に従って、具体的な政策措置が打ち出されてくることになる。紙幅の関係もあり、ここでは2024年の重要経済政策である「大規模設備更新と消費財買い替え」および「中国共産党中央政治局会

議」に絞って、3中全会後の政策動向を概観する。

1) 大規模設備更新と消費財買い替え

中国の2024年の重要経済政策が「大規模設備更新と消費財買い替え」だ。2024年3月5~11日に北京で開催された「全国人民代表大会(全人代、国会に相当)」の期間中、国務院新聞弁公室が主催した

図表7 「大規模設備更新と消費財買い替えの支援強化に関わる若干の措置」の概要

1	設備更新に対する支	援強化
		・超長期特別国債による大規模設備更新特別資金を調達し、設備更新に対する支援を強化。
1	設備更新プロジェ クトの支援策の最 適化	 ・工業、環境インフラ、交通・運輸、物流、教育、文化・観光、医療などの分野の設備更新および回収・循環利用を基礎として、支援範囲をエネルギー・電力、老朽化エレベーターなどの分野における設備更新および重点業界の省エネ・炭素削減・安全改造へ拡大。 ・各分野の特徴を考慮し、超長期特別国債資金の申請条件を緩和し、「総投資額1億元超」の要件を撤廃し、中小企業の設備更新を支援。
		・高エネルギー消費・高排出量の老朽化船舶の廃棄・更新を加速し、新エネルギー・クリーンエネルギー船舶の発展を推進。
2	老朽化船舶の廃棄・更新の支援	・内陸旅客船は10年以上、貨物船は15年以上、沿海旅客船は15年以上、貨物船は20年以上の老朽化船舶の廃棄・更新を支援。 ・廃棄を基礎として、燃料動力船舶あるいは新エネルギー・クリーンエネルギー船舶に更新した場合、総トン当たり1.500~3,200元の補助金を支給。 ・新エネルギー・クリーンエネルギー船舶を新設した場合、総トン当たり1,000~2,200元の補助金を支給。 ・老朽化船舶を廃棄した場合、総トン当たり平均1,000元の補助金を支給。
		・「国3」排出基準以下のディーゼルトラックの廃棄を支援し、低排出トラックへの更新を加速[11]。
3	老朽化貨物車の廃 棄・更新の支援	・条件に合致する貨物車を廃棄・更新・購入した場合、1台あたり平均8万元の補助金を支給。 ・廃棄せずに条件に合致する貨物車を更新・購入した場合、1台あたり平均3.5万元の補助金を支給。 ・老朽化したディーゼルトラックを廃棄した場合、1台あたり平均3万元の補助金を支給。
		・20馬力以下のトラクターの廃棄における1台当たりの廃棄補助金の上限を1,000元から1,500元に引き上げ。
4	農業機械の廃棄・ 更新に対する補助 金基準の引き上げ	・コンバイン、種播機などを廃棄し、同種の機械器具を新規購入した場合、50%を上限に廃棄補助金基準を引き上げ。 ・綿花収穫機の廃棄・更新・購入における1台当たりの最高廃棄補助金を3万元から6万元に引き上げ。 ・各地域は実情に基づいて補助金対象に追加する農業機械の種類を6種類以内で独自に確定し、現行の規定に基づいて補助金基準を算定。
	新エネルギーバス	**************************************
(5)	および動力電池の 更新に対する補助 金基準の引き上げ	・都市バスの電動化を推進し、新エネルギーバスおよび動力電池の更新を支援。 ・8年以上経過した新エネルギーバスおよび動力電池を更新した場合、1台あたり平均6万元を補助。
6	設備更新融資に対する財政利息補助 比率の引き上げ	・再貸付政策手段の役割を発揮し、金融機関が設備更新・技術改造を支援。・条件に合致する事業体向け銀行融資の元本に対する中央財政の利息補助を1ポイントから1.5ポイントに引き上げ。
2	消費財買い替えに対	する支援強化
		・超長期特別国債による資金調達を通じて地方の自主的な消費財買い替え能力の向上を支援。
7	地方の消費財買い 替え能力の向上に	 ・国家発展改革委員会は財政部と協議し、各地域の常住人口、域内総生産、自動車・家電保有量などの要素を総合的に考慮し、各地域に対する支援資金の規模を合理的に確定。 ・各地域は自動車の廃棄・更新と個人消費者の乗用車の買い替え・更新、家電製品と電動自転車の買い替え、古い
	対する支援	住宅の内装、厨房、バスなどの一部改造、老朽化住宅の改造に適した物品・材料の購入、スマートホーム消費の 促進などを重点的に支援。
自動車廃棄・更新 (8) に対する補助金基 進の引き上げ		・個人消費者が「国3」以下の排出基準の燃料乗用車または2018年4月30日以前に登録された新エネルギー乗用車を廃棄し、「車両購入税減免新エネルギー自動車車種目録」に組み入れられた新エネルギー乗用車または排気量2.0リットル以下の燃料乗用車を購入する場合の補助金基準を新エネルギー乗用車は2万元、燃料乗用車購入は1.5万元に引き上げ。
9	家電製品の買い替え支援	・2級以上のエネルギー効率または水効率基準を満たす冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン、パソコン、給湯器、家庭用ストーブ、レンジフードなど8種類の家電製品を購入する個人消費者に買い替え補助金を支給 ⁽¹²⁾ 。 ・補助金基準は製品販売価格の15%で、1級以上のエネルギー効率または水効率基準を満たす製品を購入する場合、製品販売価格の5%の追加補助金を支給。
	廃棄電器・電子製品	・消費者は製品ごとに1件のみ補助金の受給が可能で、1件当たりの補助金は2,000元以下。
10	展集電器・電子器品の回収・処理に対する 資金支援政策の実施	・2024年に中央財政は75億元を手配し、廃棄電器・電子製品の回収・処理業務に対する支援を継続し、業界の 健全な発展を促進。

出所) 国家発展改革委員会・財政部「『大規模設備更新と消費財買い替えの支援強化に関わる若干の措置』の通知」(2024年7月25日) を基に作成

8 JBIC中国レポート | 2024年度 3号 JBIC中国レポート | 2024年度 3号 9

「『政府活動報告』解説ブリーフィング」において、政府活動報告起草グループ責任者の黄守宏・国務院研究室主任は、内需拡大に向けた2024年の政策措置として「投資と消費の有機的連携の促進」を挙げた。黄主任は「2024年は内需拡大と供給側の構造改革の深化の一体化を重視し、消費と投資が相互に促進する好循環を形成する。先般、中央財経委員会と国務院常務会議は、大規模設備更新と消費財買い替えを打ち出したが「61、これには消費と投資を促進する意味があり、両者を有機的に連携させることは、投資と消費を一体化させ、内需の潜在力を喚起する側面がある」との見解を示した「71。

全人代閉幕後の2024年3月13日、国務院は「大規模設備更新と消費財買い替えの推進行動計画に関する通知」を公表^[8]。通知は、①設備更新行動、②消費財の買い替え行動、③回収・リサイクル行動、④標準向上行動、⑤政策保障の強化の5分野で20項目にわたる重点任務を打ち出し、2027年までに工業、農業、建築、交通、教育、文化・観光、医療などの分野の設備投資の規模を2023年比で25%以上増加させることなどを政策目標として掲げた。

その上で、3中全会閉幕後の2024年7月19日には、李強総理が国務院常務会議を開催し、超長期特別国債資金を活用して、大規模設備更新と消費財買い替えに向けた支援を一段と強化することが決定された[9]。

国務院常務会議の決定を踏まえ、国家発展改革 委員会と財政部は2024年7月25日、「『大規模設備 更新と消費財買い替えの支援強化に関わる若干の 措置』の通知」を公表した^[10]。

通知は「第20回党大会および2中全会、3中全会の精神を全面的に貫徹し、中国共産党中央委員会、国務院の政策決定を実行するため、『大規模設備更新と消費財買い替え推進行動計画』に基づき、3,000億元前後の超長期特別国債資金を活用し、支援を強化する」と謳っている。その上で通知は、設備更新に対しては、①設備更新プロジェクトの支援策の最適化、②老朽化船舶の廃棄・更新の支援、③老朽化貨物車の廃棄・更新の支援、④農業機械の廃棄・更新に対する補助金基準の引き上げ、⑤新エネ

ルギーバスおよび動力電池の更新に対する補助金 基準の引き上げ、⑥設備更新融資に対する財政利息 補助比率の引き上げに関わる政策措置を打ち出し ている。

また、消費財買い替えに対しては、⑦地方の消費 財買い替え能力の向上に対する支援、⑧自動車廃 棄・更新に対する補助金基準の引き上げ、⑨家電製 品の買い替え支援、⑩廃棄電器・電子製品の回収・ 処理に対する資金支援政策の実施に関わる政策措 置を提起している(図表7)。

通知は資金ルートについて、国家発展改革委員会は1,480億元前後の超長期特別国債による大規模設備更新特別資金を手配し、①②の支援政策に用いる。また、地方に1,500億元前後の超長期特別国債による資金を手配し、③④⑤⑦⑧⑨の支援政策に充てる。財政部は既存のルートを通じて275億元の中央財政資金を手配し、⑥⑩の支援政策を実施する。③⑤⑦⑧⑨の支援資金は中央9:地方1の原則に基づいて共同で負担し、中央負担比率は東部地域が85%、中部地域が90%、西部地域が95%としている。

2) 中国共産党中央政治局会議

中国共産党中央政治局会議は原則月1回開催される党の重要会議だが、経済問題は通常、4月、7月、12月の年3回、それぞれ年初以降、下半期、翌年の経済運営について討議される。2024年も7月30日に下半期の経済運営を議題に開催されたが、そのわずか2カ月後の9月26日に開催された会議でも、経済問題が再び取り上げられる「異例」の事態となった。

①2024年7月30日

習近平総書記の主宰による中国共産党中央政治 局会議が2024年7月30日に開催され、現在の経済 情勢を分析・検討した上で、下半期の経済運営が討 議された[13]。

会議のコミュニケによれば、「外部環境の変化がもたらす不利な影響が増え、国内の有効需要が不足し、経済運営に二極化が現れ、重点分野のリ

スクと隠れた危険が依然として多く、新旧の原動力の転換が痛みを伴うものとなっている。これらは発展途上、転換途上の問題であり、我々はリスク意識と最低ライン思考を強化し、積極的かつ主体的に対応し、また戦略的定力を保持し、発展の自信を固め、中国経済光明論(中国経済の未来は明るいと見る論)を提唱しなければならない」ことが指摘された。

また、会議では「下半期の改革、発展、安定の任 務は非常に重く、第20回党大会と2中全会、3中全 会の精神を全面的に貫徹し、安定の中で前進を求 める活動の全般的基調を堅持し、新たな発展の理 念を完全・正確・全面的に貫徹し、新たな発展構造 の構築を加速し、現地の事情に応じて新たな質の 生産力を発展させ、質の高い発展の推進に力を入 れ、中国式現代化の推進をめぐる改革をさらに全 面的に深化させ、マクロコントロールを強化し、イノ ベーション駆動型発展を深化させ、内需の潜在力を 深く掘り起こし、新たな原動力と新たな優位性を増 強し、経営主体の活力を増強し、市場の予想を安定 させ、社会の信頼を強化し、経済の持続的回復・好 転の勢いを増強し、民生を確実に保障・改善し、社 会の安定を維持し、通年の経済・社会発展の目標・ 任務を揺るぎなく達成しなければならない」ことが 強調された。

その上で、会議では①マクロ政策の持続的な強化、②消費喚起を重点とした内需拡大、③新興産業と未来産業の育成・拡大、④ハイレベルの対外開放の推進、⑤重点分野のリスクの持続的な防止・解消、⑥農村全面振興の着実な推進、⑦民生の保障と改善の強化などに取り組む方針が定められた。

②2024年9月26日

2024年9月26日に開催された中国共産党中央政治局会議でも、今後の経済運営が討議された[14]。 注目されるのは、会議後に公表されたコミュニケで「経済運営に新たな状況と問題が現れている」との認識が示されたことだ。「新たな状況と問題」が何を指すのか、コミュニケには明記されていないが、上海財経大学の劉元春学長による国営公共放送

「中国中央電視台 (CCTV)」のニュース番組 (2024年9月27日)で内容を示唆した。著名なマクロ経済学者の劉学長は「年初・年央に総括した経済情勢と比較して、現段階でいくつかの変化が現れている」と強調。外部環境としては、経済の軟調により欧米が金融政策を転換したことで、中国の政策にも緩和余地が生じたことや、中国の輸出に対する欧米からの圧力がさらに強まったことで、今後の受注に影響を与えていることを指摘した[15]。

事実、米国連邦準備制度理事会 (FRB) は9月17~18日に連邦公開市場委員会 (FOMC) を開催。政策金利の誘導目標を0.5ポイント引き下げ、4.75~5.00%とした。また、米国通商代表部 (USTR) は9月13日、中国からの輸入品に対する制裁関税の第1弾引き上げを発表し、27日から実施。電気自動車 (EV) や太陽電池は現行の25%から4倍の100%に引き上げられた^[16]。さらに、欧州連合 (EU) は7月4日、中国製EVへの暫定的な相殺関税措置を発動することを発表し、8月20日に最終措置案を公表。10月4日に賛成多数で成立させた^[17]。

他方、内部環境としては、2024年7~8月の経済 データに消費の伸びの減速や投資の悲観的な見通 しが反映されたことや、不動産市場と株式市場にも 圧力がかかっており、経済指標全体が楽観できない 状況にあることを挙げた。7月の中央政治局会議の コミュニケでは、中国経済光明論の提唱が謳われ たが、今回はそうした文言は見られない。

今後の経済運営については、①金融政策の調整強化および財政支出の確保、②企業の経営難の支援、③民生の最低ラインの擁護など、短期的な景気対策に重点を置く政策措置が提起された(図表8)。

図表8 中央政治局会議 (2024年9月26日) で提起された政策措置

項目	概要
金融政策の調整はお政策のおお支保の確保	・未端の「三保」(基本民生、賃金、運営保障)活動に取り組む。 ・超長期特別国債と地方政府特別債(専項債)を発行・使用し、政府投資の牽引の役割を果たす。 ・預金準備率を引き下げ、強力な利下げを実施。 ・不動産市場の下落を食い止め、安定回復を促進。新規の商品住宅建設を厳格に抑制、在庫を最適化、質を向上させ、「ホワイトリスト」プロジェクトに対する融資を強化し「ホリスト」プロジェクトに対する融資を強化し「ホリスト」プロジェクトに対する融資を強化し、「本庫遊休地の活性化を支援。 ・大衆の懸念に対応し、住宅購入制限政策を調整し、既存の住宅ローン金利を引き下げ、土地、財政・租税、金融などの政策整備を強化し、不動産発展の新たなモデル構築を推進。 ・資本市場の活性化に努め、中長期資金の市場投入を誘導し、社会保障、保険、理財(資産運用)などの資金投入の障害を解消。 ・上場企業の合併・買収(M&A)・再編を支援し、公募ファンド改革を着実に推進し、中小投資家を保護する政策措置を検討・公表。
企業の 経営難の 支援	 ・企業に関連する法執行と監督管理行為を規範化。 ・民営経済促進法を打ち出し、非公有制経済の発展に良好な環境を構築。 ・消費促進と民生改善を連携し、中低所得層の増収を促進し、消費構造を高度化。 ・新型消費業態を育成。 ・高齢者介護や託児産業の発展を支援・規範化し、出産支援政策体系を整備。 ・外資の導入・安定を強化し、製造業分野の外資参入などの改革措置を推進・実施し、市場化・法治化・国際化された一流のビジネス環境を最適化。
民生の最 低ライン の擁護	 ・大学新卒者、農民工(出稼ぎ農民)、脱貧困層、就 労者ゼロ家庭などの重点グループの雇用活動を重 点に、高齢者、障害者、長期失業者などの就業困 難グループへの支援を強化。 ・低所得層の救済・支援を強化。 ・食品、水、電気、ガス、熱などの重要物資の供給保 障と価格安定を強化。 ・食糧・農業生産を確実に強化し、農民の増収に配 慮し、国家の食糧安全保障を確保。

出所) 新華社 「中国共産党中央政治局が会議を開催、当面の経済情勢と経済運営を分析・検討、習近平・中国共産党中央総書記が会議を主宰 (2024年9月26日) を基に作成

3) 今後の展望

2024年9月26日の中央政治局会議での討議を踏まえ、中国政府は追加の景気対策を総動員していく姿勢を打ち出している。例えば、中国人民銀行(中央銀行)は2024年9月27日、預金準備率の0.5ポイント引き下げると同時に、政策金利に当たる7日物リバースレポ金利も1.7%から1.5%へ0.2ポイント引き下げた。9月29日には、1軒目と2軒目の住宅ローンの最低頭金比率を統一し、15%に引き下げた。

中国の実質GDP成長率は、第1四半期の5.3% 増から第2四半期は4.7%増と0.6ポイント低下したが、第3四半期はさらに減速する見込みであり、 2024年の政府目標(5.0%増前後)の達成には、第 4四半期に5%増を上回る成長率が求められる。中央政治局会議のコミュニケは「通年の経済目標の達成に努める」と強調したが、現在の中国の経済環境を考慮すると、そのハードルは決して低くない。

他方、中央政治局会議で提起されたのは2024 年下半期の経済運営という短期的な景気対策に関わる政策措置だ。中国が抱える不動産市場の低迷などの構造問題は短期間で解決できるものではない。2035年に社会主義現代化を基本的に実現するという目標を見据えつつ、今後5年間の重要な改革措置を重点的に配置した3中全会の「決定」を踏まえた改革措置がいかに推進されるのかが、中国経済の中長期的な行方を左右する。

(2024年10月10日記)

- 【1】 新華社 「中国共産党第20期中央委員会第3回全体会議コミュニケ」2024年7月18日 (http://www.news.cn/politics/leaders/20240718/a41ada3016874e358d5064bba05eba98/c.html)
- [2] 新華社「改革のさらなる全面深化と中国式現代化の推進に関する中国共産党中央委員会の決定」2024年7月21日 (http://www.news.cn/politics/20240721/cec09ea2bde840dfb99331c48ab5523a/c.html)
- [3] 新華社「習近平『改革のさらなる全面深化と中国式現代化の推進に関する中国共産党中央委員会の決定』に関わる説明」2024年7月21日 (http://www.news.cn/politics/leaders/20240721/ded6316ad77344cf9a2a45463ec1288 b/c.html)
- [4] 習近平総書記は2016年、中国共産党第18期中央委員会第5回全体会議の精神の貫徹に向けた主要幹部への演説において、①経験不足や先行試行によるミスや誤りと故意に犯した規律違反・違法行為、②上層部が明確に制限していない試行段階でのミスや誤りと上層部が明確に禁止した後の規律違反・違法行為、③発展推進のための意図しない過失と私利のための規律違反・違法行為を区別しなければならないと指摘した。

- 【5】 求是 (2024年第18期)「中国共産党第20期中央委員会第3回全体会議での演説」2024年9月16日 (http://www.gstheory.cn/dukan/qs/2024-09/15/c_1130202143.htm)
- 【6】 新華社「習近平主席、中央財経委員会第4回会議を主宰し、新たな大規模設備更新と消費財買い替えの推進、社会全体の物流コストの効果的な削減を強調」2024年2月23日 (http://www.news.cn/politics/leaders/20240223/3ddb1 ef015b844fe93108cd3c46df62b/c.html)
- [7] 国務院新聞弁公室「『政府活動報告』解説ブリーフィングを開催」2024年3月5日 (http://www.scio.gov.cn/live/2024/33436/tw/)
- [8] 国務院「大規模設備更新と消費財買い替えの推進行動計画に関する通知」2024年3月13日 (https://www.gov.cn/zhengce/content/202403/content 6939232.htm)
- 【9】 中華人民共和国中央人民政府「李強総理、国務院常務会議を主宰、党の第20期第3回中央委員会全体会議の精神を 学習・貫徹し、大規模な設備更新と消費財買い替え強化の政策措置を検討」2024年7月19日 (https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202407/content 6963604.htm)
- 【10】 国家発展改革委員会・財政部「『大規模設備更新と消費財買い替えの支援強化に関わる若干の措置』の通知」2024年7 月25日 (https://www.ndrc.gov.cn/xxqk/zcfb/tz/202407/t20240725 1391941.html)
- 【11】 中国の自動車排出ガス基準は「国1」~「国6」まで6つの基準があり、「国6」が最も厳格な排出ガス基準となる。
- 【12】 中国では対象となる製品について、エネルギーや水などの消費効率を示すラベルの貼付が義務付けられている。エネルギー効率ラベルは1~5級まであり、1級が最も効率が高い。水利用効率ラベルは、水の利用効率等級や水利用量などの能力を示す。
- 【13】 新華社「中国共産党中央政治局会議を開催、当面の経済情勢と経済運営を分析・検討し、形式主義を是正して末端の 負担を軽減する若干の規定を審議。習近平・中国共産党中央委員会総書記が会議を主宰」2024年7月30日 (http://www.xinhuanet.com/politics/20240730/673a57e726f24423b5532a13c954a520/c.html)
- 【14】 新華社 「中国共産党中央政治局が会議を開催、当面の経済情勢と経済運営を分析・検討、習近平・中国共産党中央総書記が会議を主宰」 2024年9月26日 (http://www.news.cn/20240926/79d5849992054741806569bfd9c2992d/c.html)
- 【15】中国中央電視台 (CCTV)「ニュース1+1: 政治局会議の重大な措置は不働産や雇用等にどのような影響があるのか」2024年9月28日 (https://content-static.cctvnews.cctv.com/snow-book/index.html?item_id=13869880496019763109&toc_style_id=feeds_default&share_to=copy_url&track_id=dfff3d3c-9fdc-432b-a246-ce83a20416de)
- 【16】 米国通商代表部 (USTR) は2024年5月14日、1974年通商法301条に基づく対中追加関税 (301条関税) の見直しに関する報告書を公表。中国の不公正な慣行への懸念や301条関税の有効性を考慮して、現在の301条関税を維持すること、中国が市場で支配的な地位を狙うとともに米国が大規模に投資を行う分野で301条関税の関税率を引き上げることなどを提言した。バイデン大統領は、報告書発表と同日、USTRに対して、鉄鋼・アルミニウム、半導体、EV、バッテリー、重要鉱物、太陽電池、船舶対陸上 (STS) クレーン、医療製品など戦略分野で、1974年通商法301条に基づく対中追加関税 (301条関税) の関税率を引き上げるよう指示した。USTRは公表した官報に対するパブリックコメントを6月28日まで受け付け、9月13日に見直し最終結果を公表した。
- 【17】 欧州委員会は2023年10月4日、中国からEUに輸出されるEVに対して、反補助金調査を開始した。欧州委員会は2024年6月12日、中国製EVは中国政府から不公正な補助金を享受しており、EUのEVメーカーに経済的損失を及ぼす恐れがあるとの暫定的判断に基づき、メーカーグループ別に追加関税率を公表。7月4日に暫定的な相殺関税措置を発動することを発表し、翌5日から実施した。
- 【18】住宅・都市農村建設部と金融監督管理総局は2024年1月12日、「都市不動産融資協調メカニズムの構築に関する通知」を公布。地級以上の市政府の住宅都市・農村建設の管理責任者をグループ長、当地の住宅都市・農村建設部門および金融監督管理総局の出先機関等を構成員とする不動産融資協調メカニズムを構築し、不動産プロジェクトの開発・建設状況およびプロジェクト開発企業の資質・信用・財務等の状況に基づき、融資支援を行うことができる不動産プロジェクトのリスト(ホワイトリスト)を提出し、当該行政区域内の金融機関に推奨することを求めた(住宅・都市農村建設部ウェブサイト(https://www.mohurd.gov.cn/gongkai/zhengce/zhengcefilelib/202401/20240112_776209.html))。

COLUMN-2

中国における起業促進・新興企業 育成に向けた新たな取り組み

コラム2

中国における起業促進・新興企 業育成に向けた新たな取り組み

―上海市場での私募ファンド投資環境整備の動向―



関根 栄一 (株) 野村資本市場研究所 北京事務所 首席代表

1991年に日本輸出入銀行(現・国際協力銀行)入行、財務部、北京事務所等を経て、 2006年5月に野村資本市場研究所に入社、2010年7月より現職。

I. 「新たな質の生産力」の 発展に向けた支援策の公表

1.11年ぶりとなる経済改革プ ランの策定

2024年の中国は、「新たな質の生産力」の発展に 向け、約10年ぶりに経済改革プランや資本市場の機 能活用に向けた指針が公表される年となっている。

まず前者の中国経済の改革では、中国共産党は、 2024年7月15日から18日までの4日間、第20期中 央委員会第3回全体会議、いわゆる [3中全会] を開 催し (第20期3中全会)、最終日の18日、「改革の更 なる全面的深化、中国式現代化の推進に関する中共 中央の決定 | を採択し、その全文が21日夕刻に公表 された(図表1)。この改革プランは、2013年11月に 一期目の習近平指導部が採択した第18期3中全会 での改革プラン以来となるものである。

合計60項目から構成される第20期3中全会の 改革プランの第8項目では、「現地の実情に応じた 新たな質の高い生産力の発展を推進する| 方針を 明記している。「新たな質の生産力」とは、イノベー ションが主導的役割を果たす先進的な生産力と定 義され、人工知能 (AI) や自動運転技術を例に、生 産や生活を支える従来の技術パターンとは全く異 なるイノベーションが念頭に置かれている。「新た な質の生産力」は、中国政府が2010年に打ち出し

た戦略的新興産業 (重点7業種) の育成・発展、及 び2015年に打ち出した「中国製造2025」(重点10 業種)、「インターネット+(プラス)|(重点11分 野) に続く、新たなイノベーション政策として位置 づけられているものと思われ、いずれ重点業種も 指定されよう。

図表1 資本市場を通じた新たなイノベーション促進 策(2024年)

分類	発出 機関	名称または概要	公表時期
こつの	党中央	「改革の更なる全面的深化、中国式現代化の推進に関する中共中央の決定」 (第20期3中全会改革プラン)	2024年 7月21日 (全文公表)
政策文書	国務院	「資本市場の管理監督強化、リスク予防及び質の高い発展促進に関する若干の意見」(2024年版9条意見)	2024年 4月12日
創業	国務院	「創業投資の質の高い発展を促進する ための若干の政策措置」	2024年 6月19日
投資	上海市 政府	「上海エクイティ投資業界の質の高い発展の更なる促進に関する若干の措置」	2024年 1月10日
支援	上海市 政府	「上海での創業投資の質の高い発展を 更に推進するための若干の意見」	2024年 7月30日
新	証監会	「資本市場による科学技術企業の高い 水準の発展貢献に向けた16項目措置」	2024年 4月19日
興企業	証監会	「科創板改革の推進及び科学技術イノ ベーション・新質生産力の発展への貢献に向けた8条措置」	2024年 6月19日
支援	上海市 政府	「上海市科学技術イノベーション企業の 質の高い発展を促進するための資本市場 の更なる役割発揮に向けた実施意見」	2024年 7月31日

出所) 新華社、国務院、中国証券監督管理委員会、上海市政府 より野村資本市場研究所作成

また、「新たな質の生産力」の発展に当たっては、 新興企業の成長資金獲得の場として資本市場の機 能を活用するという観点から、「エンジェル投資、

ベンチャーキャピタル (VC) 投資、プライベートエク イティ (PE) 投資の発展を奨励し、政府投資基金の 役割をよりよく発揮させ、ペイシェント・キャピタル を育成する」とし、私募ファンド投資に関するエコ システムを形成していく方針も盛り込んでいる。本 稿では、この「私募ファンド」に関するエコシステム を、創業(起業)段階から資金を提供するファンド の大集合ととらえ、その大集合を構成する小集合と して、適格外国有限責任組合 (QFLP、後述) を含む PE、政府系基金、私募基金、VCを取り上げていく。

2.10年ぶりとなる資本市場改 革指針の公表

次に後者の中国資本市場の機能活用では、2024 年4月12日、国務院(内閣)は、「資本市場の管理監 督強化、リスク予防及び質の高い発展促進に関する 若干の意見」(2024年版9条意見、承認は4月4日 付) を公表した。2024年版9条意見は、2004年版、 2014年版に続き、10年ぶり3回目の中国資本市場 の改革に関する指針となる。

2024年版9条意見では、第7条で、「中長期資金の 市場参画を強力に推進し、長期投資能力を持続的 に強化する」と題し、機関投資家の株式運用を促進 していく方針を示している。同時に、第9条では、PE 及びVC等についても、証券税制の整備を進め、イノ ベーションの促進に向けた資本形成と市場の活性化 に有利な財政・税制体系を構築するとの方針を明記 している。株式発行市場に関しては、2024年版9条 意見を受け、中国証券監督管理委員会(証監会)は、 ト海証券取引所にある科創板 (新興市場) を科学技 術企業が優先的に上場する市場として改革を進めて いく方針である。同方針は、PE等の私募ファンドに とって、科創板を投資後の出口として活用していく上 での市場インフラともなるものである。

今後、「新たな質の生産力」にふさわしいイノ ベーションの促進に向け、投資家から見て魅力的な 銘柄への投資機会が提供されるようなエコシステ ムの形成が重要になってくる。また、「新たな質の生 産力」は、需要面よりも供給面に焦点を当てた産業 政策でもあり、特定の業種で過剰生産を招いて資源 の効率的配分が損なわれないよう、資本市場の機 能を使って競争原理を働かせることも鍵となろう。 このため、上述の二つの政策文書の公表の前後か ら、中国政府や科創板を有する上海市政府は、機関 投資家、特に私募ファンドによる投資環境の整備に 関し、ガイドラインをそれぞれ公表している。

Ⅱ. 私募ファンドによる投資 環境を整備

1. 創業投資の促進を支援

1) 中央政府としてのガイドライン

第20期3中全会に先立ち、国務院は、2024年6月 19日、「創業投資の質の高い発展を促進するための 若干の政策措置 | というガイドラインを公表してい る。中国語で言う「創業」とは、「起業」を意味する。

国務院ガイドラインは、①総論、②多様な創業投 資主体の育成、③多様なルートによる創業投資資 金源の開拓、④創業投資への政府による誘導と管 理監督、⑤創業投資の出口メカニズムを構築、⑥創 業投資の市場環境の最適化、の計6分野、17条から 構成されている。また、総論で述べている通り、本 ガイドラインを通じ、創業投資に関する「資金の募 集・投資・管理・出口(エグジット)」の全プロセス を対象に、政策環境と管理制度を一層整備し、起業 を促進することで、新たな質の生産力に関わる産業 を育成する狙いがある。

創業投資の全プロセスのうち、入口の段階では、 (政府または関連機関が) ①イノベーションの強化 に向けて専門性、②精巧な技術力、③独自性、④新 規性の4点で優れた特徴を有するとされる中小企 業である「専精特新」企業と、投資家とのマッチン グ活動 (1ヵ月当たり1件) を展開するとしている。ま た、創業投資の出口メカニズムの構築では、証券取 引所の各ボードの機能を発揮することや、M&A・再 編によるルートを整備していくとしている。

外国人投資家による創業投資の促進のうち、中国 本土での海外の私募ファンドによる適格外国有限

責任組合 (QFLP) を使った投資制度の最適化を進めていくとしている。また、創業主体の海外上場を通じた出口ルートの整備についても言及しており、中国企業による海外上場登録届出管理制度の最適化を進めていくとしている。

2) 上海市政府としてのガイドライン

科創板を有する上海市でも、創業投資を促進するためのガイドラインを策定している。上記の国務院ガイドラインを受け、2024年7月30日、上海市政府は「上海での創業投資の質の高い発展を更に推進するための若干の意見」というガイドラインを公表し、同年8月1日に施行した(図表2)。

図表2 上海市政府としての創業投資促進ガイドライン

分野	創業投資支援	新興企業支援
通知の 名称	「上海での創業投資の質 の高い発展を更に推進す るための若干の意見」	「上海市科学技術イノベーション企業の質の高い発展を促進するための資本市場の更なる役割発揮に向けた実施意見」
施行日	2024年8月1日施行	2024年7月30日施行
対象	三大先端産業:集積回路、 バイオ・医薬、人工知能 (AI)	同左
産業	バイオ・医薬、人工知能 (AI) 重点産業:電子情報、ヘルスケア、自動車、ハイエンド設備、先端材料等 1. 上海の創業投資業界の発	_
構成	1. 上海の創業投資業界の発展の更なる加速化2. 各論(計19条)(1)政府投資基金の誘導・けん引作用の十分な発揮(2)創業投資及び科学技術への多様な金融サービス体系の共同発展の推進(3)創業投資及び産業・地域発展の共同推進力の形成(4)人材及び政策保障の強化	1.主要目標 2.主要目標 2.主要任務(計6分野24項目) (1)優良企業の孵化・育成 (2)株式会社化及び公開・上場の推進 (3)上場会社の質の高い発展の支援 (4)資本市場の公的サービスプラットフォームの構築 (5)資本市場の健全なエコシステムの構築 (6)資本市場の環境の持続的最適化 3.実施体制
(備考)	国務院の創業投資促進措 置(2024年6月)に連動	国務院の資本市場9条意見 (2024年4月)に連動

出所) 上海市政府より野村資本市場研究所作成

上海市ガイドラインでは、まず総論で、集積回路、バイオ・医薬、AIという三大先端産業と、電子情報、ヘルスケア、自動車、ハイエンド設備、先端材料等重点産業への創業投資への支援度合いを継続的に強化すると確認している。

次に、各論では、①政府投資基金の誘導・けん引 作用の十分な発揮、②創業投資及び科学技術への 多様な金融サービス体系の共同発展の推進、③創業投資及び産業・地域発展の共同推進力の形成、④ 人材及び政策保障の強化の4分野について、計19条から成る取り組み方針を盛り込んでいる。

各論のうち、政府投資基金に関しては、上海市 は、私募ファンドの呼び水となるよう、主にシード 期にある新興企業に投資する市政府ファンドを2 本設立している。一つ目が2017年設立の「上海市 創業投資誘導基金」(英文名称Venture Capital Guiding Fund of Shanghai) であり、組成ファン ド数は60本、ファンド規模は500億元、投資先企業 は800社に上っているとされる。上海市発展改革委 員会を事務局とするファンド管理機構が置かれてい る。二つ目が、2021年設立の「上海市エンジェル投 資誘導基金」(英文名称Shanghai Angel Capital Guiding Fund) であり、組成ファンド数は130本、 ファンド規模は170億元、投資先企業は1,300社に 上っているとされる。事務局はやはり上海市発展改 革委員会が担っている。いずれのファンドも、投資 に関する独立した審査・評価委員会を設けている。

2. 上海市場での出口ルートの整備

国務院ガイドラインで制度・市場整備対象にしている「資金の募集・投資・管理・エグジット」の全プロセスのうち、創業投資の出口ルートの整備について、上海市政府は、2024年1月10日に公表した「上海エクイティ投資業界の質の高い発展の更なる促進に関する若干の措置」の中で、①M&A・再編を通じた投資の出口の効率性を高める、②企業の国内・海外での上場ルートを円滑にする、③私募投資ファンドの持分譲渡市場を整備する等の取り組み方針を盛り込んでいる。

科創板を有する上海市場では、前述の2024年版 9条意見を踏まえ、7月30日付で市政府が「上海市 科学技術イノベーション企業の質の高い発展を促 進するための資本市場の更なる役割発揮に向けた 実施意見」を制定し、同日に施行している。同実 施意見では、前述の三大先端産業等を念頭に、優 良企業の孵化・育成に始まり、株式会社化と上場 に向けた資本市場のエコシステム形成を強化しよ うとしている。

また、科創板上場企業の支援策として、2024年8 月22日、上海市の(地方議会常任委員会に相当す る) 市人民代表大会常務委員会が15年ぶりに改正 した「上海市国際金融センター建設推進条例」(同 年10月1日施行) の第19条では、以下の通り実施内 容・実施手順を規定している。第一に、上海市政府 は、中央の金融当局と協働して、科創板での発行・ 引受、社債を含む資金調達、M&A、売買、株式型報 酬、上場廃止に関する管理監督等の制度の最適化 を進めていく。第二に、上海市地方金融管理監督局 は、市政府の他の部門と協調しながら、上場予備軍 または上場会社のために、インキュベーション、上場 指導、コンプライアンス順守、ガバナンス、リスク防 止等の分野で支援サービスを提供する。第三に、市 政府,区政府(土地計画、資源、国有資産管理、税 務、司法等の部門を含む)は、利便性を提供すると いう原則に基づき、関連法規に即して、上場会社の ために、株式会社化に伴う審査・登記変更、用地・ 不動産名義や資産譲渡・減税・財産権の確認等の 手続を行わなければならない。同時に、企業の登 記コードを、上場に関する全ての行政手続きにおい て、ワンストップで統一して管理する。

Ⅲ. 創業投資の実態と課題

1. 創業投資支援の役割を果たしてきた私募基金の現状

図表3 私募基金の残高推移

1) 私募基金業界の管理残高の伸びは 鈍化傾向に

ファンド業界の自主規制機関である中国証券投資基金業協会の年度報告や定期的統計によると、直近2年間のうち、2022年末時点での協会に登録されている私募基金の管理残高は20兆2,818億元、前年比0.06%増、同様に2023年末時点では20兆5,771億元、前年比で1.46%となっている(図表3)。2022年は新型コロナウィルス(新型コロナ)の流行防止のために厳しい行動制限措置が採られた年、2023年は経済再開(リオープン)後の景気回復のペースが鈍った年であり、実体経済の資金需要の鈍化や株式市場の下落の影響を受けたものと考えられる。その結果、2021年以前の年率二桁成長時代と比較して、2022年以降は伸び率がほぼゼロとなっている。

一方、私募基金の管理残高のうち、非上場普通株に投資するファンドとして登録分類されている創業投資基金は、2021年末の2兆3,707億元から、2022年末は2兆9,023億元と前年比22.2%増となったものの、2023年末は3兆2,100億元と同10.6%に伸び率が鈍化した。それでも創業投資基金は、中国の「新たな質の生産力」の発展をけん引する上での資金供給源として、当局から期待されている存在であると言えよう。

2) エグジットの動向

(1) 投資案件数ベースのエグジットの動向

(単位) 億元

種類	私募証券 投資基金	私募エクイティ 投資基金	創業投資基金	私募資産 配分型基金	その他	合計	伸び率(%)
投資対象	公開取引証券	未公開取引証券	非上場普通株	私募型FOF	芸術品等の 特定商品	ᄪᆒ	
2014	4,639.67	8,038.17	1,060.10	0.00	1,207.75	14,945.69	-
2015	17,289.59	17,270.20	2,119.51	0.00	4,882.15	41,561.45	178.08
2016	25,496.32	37,602.75	3,612.37	0.00	15,752.72	82,464.45	98.42
2017	25,671.95	62,910.99	6,076.68	0.00	20,332.91	114,992.53	39.44
2018	21,385.06	78,014.08	9,094.61	0.00	18,570.44	127,064.20	10.50
2019	25,610.41	88,713.18	12,088.26	5.48	14,412.29	140,829.62	10.83
2020	42,979.27	98,716.38	16,904.05	9.77	10,968.82	169,578.29	20.41
2021	63,090.38	107,719.83	23,706.71	48.15	8,140.12	202,705.20	19.53
2022	56,128.56	111,115.35	29,023.13	53.55	6,497.30	202,817.90	0.06
2023	57,200.00	111,200.00	32,100.00	n.a	n.a	205,770.66	1.46

注) 各基金の組成形態には、パートナーシップ型、契約型、会社型がある。

出所) 中国証券投資基金業協会『中国証券投資基金年報2023』、同協会統計より野村資本市場研究所作成

図表4 投資及びエグジット案件(累計)の業種 別分布(2022年末)

私募エクイテ	ィ基金・創	業投資基金	
光 往	投資	エグジット	エグジット
業種	案件数	案件数	比率 (%)
不動産	2,170	1,401	64.6
資本財	15,717	5,463	34.8
コンピューター(ソフト)	33,731	11,034	32.7
その他金融	2,652	1,321	49.8
原材料	7,587	3,067	40.4
医薬・バイオ	12,629	3,140	24.9
交通運輸	1,921	683	35.6
メディア	3,552	1,621	45.6
公益事業 (電気・水道・ガス等)	1,546	646	41.8
医療機器・サービス	9,582	2,586	27.0
コンピューター (ハード)	8,178	2,218	27.1
エネルギー	1,305	554	42.5
商業サービス及び商品	2,821	1,084	38.4
小売り	3,119	1,304	41.8
半導体	11,451	1,356	11.8
資本市場	852	413	48.5
食品・飲料・タバコ	2,529	969	38.3
自動車・自動車部品	2,818	1,027	36.4
消費者サービス	3,313	981	29.6
耐久消費財·服飾	1,681	776	46.2
食品及び小売り	1,236	400	32.4
保険	107	49	45.8
銀行	36	42	n.a
通信設備	1,085	502	46.3
家庭・個人用品	312	134	42.9
電信業務	247	118	47.8
合計	132,177	42,889	32.4

出所) 中国証券投資基金業協会 『中国証券投資基金年報 2023』より野村資本市場研究所作成

国務院の創業投資に関するガイドラインでは、投 資における「資金の募集・投資・管理・エグジット」 の全プロセスを重視していることから、私募基金 のうち、統計上把握可能な私募エクイティ基金と創 業投資基金のエグジット動向を見てみる。2022年 末時点の両基金の累計ベースの投資案件数は13万 2,177件で、そのうちエグジット案件数は4万2,889 件となっている(図表4)。後者を全社で割った比率 をエグジット比率とすると、全体では平均32.4%と なっている。

個別業種のエグジット比率のうち、上海が重点 産業としているAIが含まれると思われるコンピュー ター (ソフト) では32.7%、医薬・バイオは24.9%、 半導体は11.8%となっている。なお、エグジット比 率で最も高い業種は、不動産の64.6%、その他金融 の49.8%、資本市場の48.5%と、不動産・金融分野 が中心となっている。

両基金のうち、創業投資基金の2022年単年の エグジット動向を見ると、①案件数では協議譲渡、 買戻し、店頭市場登録が全体(4,409件)の72.1% を占め、②金額では買戻し、国内新規株式公開 (IPO) が全体 (593,3億元) の83,8%を占めると される。また、業種別のエグジット案件数では、コ ンピューター(ソフト)、資本財、医薬・バイオ、原 材料、コンピューター (ハード) が計2,782件と、全 体の63.1%を占めるとされる。今後、「新たな質の 生産力」への私募ファンド投資は、業種として将来 の成長が有望視されてはいても、新しい分野であ るだけに、それだけ投資後の業績の不確実性が高 まる可能性もある。

(2) 地域別のエグジットの動向

図表5 私募基金の地域別分布

【管理残高の地域別分布(2023年末)】

[百年次同步运动的为 fi (2025年末)]						
順位	地域名	管理会社 (社)	管理基金 商品 (本)	管理基金残高 (億元)	残高シェア (%)	
1	上海市	3,973	43,696	51,643.25	25.1	
2	北京市	3,575	24,170	46,513.13	22.6	
3	深圳市	3,400	21,403	21,493.37	10.4	
4	広東省	1,679	12,563	12,891.05	6.3	
5	江蘇省	1,271	5,969	11,416.24	5.5	
6	浙江省	1,703	11,848	10,130.10	4.9	
7	寧波市	667	5,398	7,442.89	3.6	
合計	-	21,625	153,079	205,770.66	100.0	

【エグジット案件 (累計) の地域別分布 (2022年末)】

	ī 地域名	私募工	投資基金	
順位		案件数 (件)	エグジット金額 (億元)	金額シェア (%)
1	広東省	6,412	3,096.49	14.0
2	北京市	7,832	3,054.90	13.8
3	上海市	5,621	2,871.81	13.0
4	江蘇省	4,871	1,751.50	7.9
5	浙江省	4,253	1,361.13	6.2
6	山東省	1,702	1,017.63	4.6
7	天津市	741	703.80	3.2
合計 -		42,889	22,078.85	100.0

注)順位は金額ベース。

出所) 中国証券投資基金業協会 『中国証券投資基金年報 2023』、同協会統計より野村資本市場研究所作成

私募基金の管理残高を地域別に見ると(上位3 位)、2023年末時点で、第1位は上海市の5兆1,643 億元 (全体の25.1%)、第2位は北京市の4兆6,513 億元(同22.6%)、第3位は深圳市の2兆1,493億元 (同10.4%) となっている (図表5)。

また、私募基金のうち、私募エクイティ基金と創

業投資基金のエグジット金額(2022年末時点での 累計ベース)を地域別に見ると(上位3位)、第1位 が広東省の3,096億元 (全体の14.0%)、第2位が 北京市の3.055億元(同13.8%)、第3位が上海市の 2,872億元 (同13.0%) となっている。 同協会の出 口の定義は、①持分の協議譲渡、②持分の買戻し、 ③投資先企業からの配当、④デット投資の返済、⑤ 店頭市場での登録・売買、⑥上場 (国内上場、海外 上場) から構成されており、証券取引所の有無を含 め、出口ルートを幅広く有している地域が優位にあ ると言えよう。

2. 最適な出口ルートを模索す るベンチャーキャピタル

全国的なアンケート調査に基づき、中国の科学

1) 新型コロナ流行期間の影響

技術部傘下の中国科学技術発展戦略研究院が毎 年まとめている『中国創業投資発展報告2023』に よると、科学技術部が把握している2022年末時点 での中国国内で投資活動をしている創業投資機関 (Venture Capital Institution) 数は4,070社と なっている。調査の対象となっている創業投資機関 は、主に、①政府誘導基金を含む創業投資企業(基 金)、②創業投資基金から運用を受託している創業 投資管理企業、の二つから構成されている。また、 VCの組成形態として、会社型、パートナーシップ 型、契約型の3種類があるとしている。

2022年の中国におけるVCの投資件数は3,149件 (前年比18.2%減)で、その内訳はハイテク分野が 1,490件、非ハイテク分野が1,659件となっている。 同様に、2022年の中国におけるVCの投資金額は 744.7億元 (前年比26.4%減) で、その内訳はハイテ ク分野が341.5億元、非ハイテク分野が403.2億元 となっている。2022年は、前述の通り、新型コロナ の流行防止のために厳しい行動制限措置が採られ た影響が出ていると言える。

また、2022年のVCによる投資案件数をステー ジ毎に見ると(有効サンプルは2,822本)、シード 期が20.2%、アーリー期が35.3%、グロース期が 39.4%、レイター期が4.8%となっている。同様に投

資金額をステージ毎に見ると、シード期が8.8%、 アーリー期が33.1%、グロース期が48.0%、レイ ター期が9.8%となっている。投資金額別のシード 期の比率は、2018年の10.9%をピークに、2022年 は最も低い比率となっており、創業投資の促進に 向け、シードマネーをいかに取り込めるかが課題と なっている。

2) 出口ルートでは新型コロナ流行期 間は持分買戻しが過半に

図表6 中国ベンチャーキャピタルの出口(エグ ジット) 方法 (2012~2022年)

年	新規株式 公開 (IPO)	M&A	持分買戻 し	清算	新三板
2012	29.41%	15.86%	45.01%	6.65%	3.07%
2013	24.33%	23.75%	44.83%	4.60%	2.49%
2014	20.72%	36.02%	36.02%	4.83%	2.41%
2015	15.51%	31.02%	37.52%	6.50%	9.45%
2016	17.32%	29.67%	40.14%	8.06%	4.80%
2017	13.66%	32.65%	34.84%	8.88%	9.97%
2018	16.23%	32.99%	39.22%	9.87%	1.69%
2019	16.75%	27.43%	42.30%	10.99%	2.51%
2020	19.28%	25.77%	39.73%	10.90%	4.32%
2021	19.51%	14.98%	51.31%	12.20%	2.00%
2022	23.86%	11.03%	51.09%	12.03%	1.99%

注) 2021年の有効サンプル数は1,148本。2022年の有効サン プル数は1,178本。

出所)『中国創業投資発展報告2023』より野村資本市場研究 所作成

中国のVCのエグジット方法(有効サンプルは 1,148本) を見ると、2021年は、図表6の通り、 IPOが19,51%、M&Aが14,98%、株式買戻しが 51.31%、清算が12.20%、新三板(店頭市場)で の譲渡が2.00%となっている。同様に、2022年の 場合、エグジット方法(有効サンプルは1,178本) はIPOが23.86%、M&Aが11.03%、株式買戻しが 51.09%、清算が12.03%、新三板(店頭市場)での 譲渡が1.99%となっている。

エグジット方法のうち、2021年及び2022年は、 M&Aの割合の減少と、持分買戻しの割合の増加が 目立っている。新型コロナの流行に伴う経済面への 負の影響を受け、エグジットの面では買い手がつか なかったり、投資先企業に持分の回収を求めたりし た様子がうかがえる。

3) 出口ルートのうちIPOでは上海・科 創板の割合が上昇

本件報告では、出口ルートとして利用された IPOの市場別内訳も示している (図表7)。2021 年の中国のベンチャーキャピタルによるIPO (有効サンプル数は211本) のうち、国内メインボードが36.02%、国内創業板 (深圳証券取引所)が29.86%、国内科創板 (上海証券取引所)が31.28%、北京証券取引所が2.84%となっている。深圳の中小企業板は2021年4月1日よりメインボードに統合されているため統計上ゼロ、また海外上場もゼロとなっている。

同様に、2022年の場合(有効サンプル数は281本)、メインボードが25.43%、深圳・創業板が28.01%、上海・科創板が44.40%、北京証券取引所が2.16%となっている。IPO時の出口市場として、2019年7月に上海・科創板が始動してからその割合が上昇していることが特筆される。

なお、VCの投資から出口までの平均期間は、2021年の5.03年から2022年には6.46年に長期化している。年平均投資収益率は、2021年の22.84%から、2022年は25.99%に上昇している。また、投資収益率の2022年の分布を見ると(有効サンプル数は1,178本)、49.2%が赤字となっており、損失確定のため、前述の通り株式の買戻しの増加につながったとも考えられる。

図表7 中国ベンチャーキャピタルが出口で選択したIPO市場(2012~2022年)

年	メイン ボード	深圳· 創業板	深圳·中 小企業板	上海・ 科創板	海外上場	北京証券 取引所
2012	21.74%	38.26%	36.52%	_	3.48%	_
2013	21.26%	40.94%	30.71%	_	7.09%	_
2014	22.33%	42.72%	21.36%	_	13.59%	_
2015	48.48%	28.28%	16.16%	_	7.07%	_
2016	48.51%	29.70%	18.81%	-	2.97%	_
2017	31.31%	15.15%	48.48%	-	5.05%	-
2018	49.60%	29.60%	9.60%	-	11.20%	-
2019	51.23%	28.40%	12.96%	1.23%	6.17%	-
2020	42.99%	24.77%	9.81%	18.69%	3.74%	_
2021	36.02%	29.86%	0	31.28%	0	2.84%
2022	25.43%	28.01%	0	44.40%	0	2.16%

注) 2021年の有効サンプル数は211本。2022年の有効サンプル数は281本。

4) VCが期待する政策は税制優遇

本件報告は、VCが利用した政府の支援策の内容についても調査を行っている。2022年の場合、中央政府が提供する政策のうち税制優遇を利用したVCは22.6%(有効サンプル数は2,627本)、地方政府が提供する政策のうち税制優遇を利用したVCは22.8%(有効サンプル数は2,708本)と、税制優遇の利用率が最も大きい。

また、本件報告は、VCが期待する政府の支援策についても調査を行っている(図表8)。2022年の場合(有効サンプル数は2,743本)、税制優遇政策の整備が30.7%と、トップに挙がっている。続いて政策性基金の設立が20.1%、株式発行登録制度改革の加速及び指定替え制度の構築が14.4%と続いている。

IV. 多様な投資家が参画する エコシステムの形成に向けて

図表8 中国ベンチャーキャピタルが期待する政府支援策 (2022年)

政府による支援策	有効サンプル数 2,743本 回答率 (%)
税制優遇政策の整備	30.7
政策性基金の設立	20.1
株式発行登録制度改革の加速、指定替え制度 の構築	14.4
科学技術研究人材によるイノベーション・創 業の奨励	10.3
大衆創業パーク等新たなインキュベーション 平台の構築	10.1
関連法令の整備・実行	8.3
国有創業投資管理体制の整理・順序付け	5.4
その他	0.7

出所)『中国創業投資発展報告2023』より野村資本市場研究 所作成

国務院や上海市政府が公表した創業投資促進に向けたガイドラインには、図表8に記載されているようなVCが期待する政府支援策として、税制優遇政策・申請手続きの整備や、「上海市未来産業基金」の創設(100億元規模)が盛り込まれている。

一方、前述の『中国創業投資発展報告2023』によると、2022年のVC投資の資金提供者を属性別に見ると(有効サンプル数は2,819本)、多い順に、非

金融資本 (CVC) が41.19%、ファンドが40.82%と なっている。また、資金提供者を法人別に見ると、 多い順に、国有独資投資機関が31.61%、民間投資 機関が17.94%、政府誘導基金が14.36%、その他 政府財政資金が8.55%と、民間を除く広い意味で の公的資金が54.52%と過半を占めている。外資に ついては、中国本土内の外資系投資家が0.17%、中 国本土外の同投資家が0.21%と、0.38%に過ぎな い。2022年は、新型コロナの流行防止に向けた行 動制限措置が強化された年であり、景気の悪化の 影響を受けた新興企業への公的資金による支援度 合いが前年の48.3%より高まった年とも言えるも のの、図表8によれば、「国有創業投資管理体制の 整理・順序付け」を求める声がVCから出ている。こ の点に関し、上海財経大学・劉元春学長(中国40人 フォーラムのメンバー兼務) は、9月10日に公表した レポートの中で、「地方政府基金と純粋な民間基金 との間の市場シェア争いを解決しなければならず、 政府、国有企業、民間のそれぞれの役割を再定義す べきである」といった趣旨を述べている。

民間VCによる投資をクラウディングアウトすることなく、多様な投資家による創業投資を進めていくことで、淘汰も含めて市場メカニズムによる規律付けが必要であるとの声とも言えよう。「新たな質の生産力」の発展に向け、私募ファンド投資に関するエコシステムが更にどのように構築されていくのか、今後も注視される。

COLUMN-2

│中国における起業促進・新興企業 │育成に向けた新たな取り組み

出所)『中国創業投資発展報告2023』より野村資本市場研究 所作成

コラム3

中国における董事・監事・総経 理等の個人責任と「董事賠償 責任保険」について



弁護士法人キャストグローバル 弁護士・税理士・香港ソリシター

1990年京都大学経済学部経済学科卒業。神戸市都市計画局法務担当を経て95年弁護 士登録。15の異なる専門家集団キャストグローバルグループCEOであり、香港ソリシ ター、税理士、社会保険労務士、行政書士、宅地建物取引士、マンション管理士でもあ る。上海市に貢献のあった外国人に付与される「白玉蘭賞」を2度受賞。

ー、はじめに

JBIC中国レポート2023年第4号掲載コラム: 「会社法」 改正対応と「外商投資法」対応(以下 「従前解説 | という。) [1] にてご紹介済みのとお り、今回の会社法改正においては董事、監事、総 経理その他高級管理者(以下単に「現法役員」と いう。) の責任が加重された。

改正「会社法」においては、資本金払込時期に 関する規制の復活など、会社債権者や従業員など の利害関係人の保護を厚くしている部分があり、 現法役員に就任しようとする個人にとっては、個 人の責任を問われないように従来とは異なる注 意が必要となる部分がある。

さらに、この改正法施行に合わせて発布された 司法解釈(2024年6月29日発布「『会社法』の時 間的効力の適用に関する最高人民法院の若干の 規定」。法釈[2024]7号) において、次のような各 種事項について、過去の事象や行為であっても改 正法が遡って適用されることが示されている。

第1条(五):会社法施行前に、会社が法律の定めに違反して株 主に対し利益を分配し、又は登録資本を減少させて会社に損失 をもたらし、損害賠償責任に起因して紛争が生じた場合

→責任を負う董事、監事及び高級管理者が賠償責任を負う旨が 改正法で新たに追加されており、この部分が過去に遡って適用 される。

第4条(五):会社の株式支配株主又は実際支配者が董事又は 高級管理者に活動への従事を指示して会社又は株主の利益を損

→支配株主とその指示に従った董事又は高級管理者が連帯責 任を負う旨が改正法で新たに追加されており、この部分が過去 に遡って適用される。

第5条 (二):会社の監事が会社資金流用等の禁止性行為若しく は違法な関連取引を実施し、会社の商業機会の取得を不当には かり、又は制限される同類業務を経営した場合

→改正前は「董事及び高級管理者」となっていた部分に監事が 改正法で新たに追加されており、この部分が過去に遡って適用 される。

第5条 (三):会社の董事又は高級管理者が会社の商業機会の取 得を不当にはかり、又は制限される同類業務を経営した場合

→近親者や支配企業その他の関連者との取引も報告を要する ことが改正法で新たに明文化されており、この部分が過去に 遡って適用される。

よって、改正法施行の2024年7月1日より前の 行為についても、現法役員は改正法に基づいて個 人としての責任が追及される可能性がある。過去 に中国現地法人において現法役員の地位にあっ た者については、現在既にそれら役職を離れてい る場合であっても、なお過去の事象について改正 「会社法」に基づく責任追及を受ける場面が生じ 得ることになる。

このように、現法役員の責任をめぐっては、そ の範囲・内容(何についてどのような場面で責任 を問われるのか) のみならず、時間的効力 (いつの 行為について責任を問われるのか) についても責 任が重くなっている部分が見られる。

そこで、本稿では、董事等の個人責任について の理解を深める目的を兼ねて、董事賠償責任保 険の概要について紹介する。

今回の会社法における 関係改正内容

1. 董事等の個人責任

従前解説で紹介した改正内容は多岐にわたって いるため、ここで改めて、現法役員の個人責任に ついての改正「会社法」における条文を再度確認 したい。

改正「会社法」では、改正前に比べて、以下のよ うな条文が追加・拡充されて責任が加重・明確化 されている。(それぞれの項目の具体的な内容に ついては、従前解説を参照されたい。)

- ・出資払込、出資の引き揚げ、清算などに関する責任に関する 規定の追加(改正法第51条第2項、第53条第2項)
- 董事が清算義務者であることの明文化(改正法第232条)
- 忠実勤勉義務、利益相反・競業避止義務に関する条文の詳 細化(改正法第179条~第186条)
- 董事・高級管理者の第三者に対する責任に関する規定の追加 (改正法第191条、第193条)

そして、(後述の事例でも見られるとおり実質 的な改正ではないため従前解説では説明を省略 したが、) 違法な配当や違法な減資が行われた場 面で「責任を負う董事、監事及び高級管理者」が 株主とともに賠償責任を負うことが明文化された 点も、個人としての責任追及を受けやすくなるこ とが予想される改正点である。

違法配当、減資等に関する賠償責任の規定の追加(第211 条、第226条)

2. 董事賠償責任保険に関する 規定の追加

そして、これも従前解説で紹介したとおりであ るが、これらの個人としての責任が加重されたこ とと合わせて、改正法では新たに董事賠償責任保 険に関する条文が追加された。

改正《会社法》(2024年7月1日施行)

第193条 会社は、董事の職務就任期間において董事が会社 職務の執行により負う賠償責任のため責任保険を付保するこ とができる。

会社が董事のため責任保険を付保し、又は保険を更新し た後に、董事会は、株主会に対し責任保険の付保金額、保険引 受範囲及び保険料率等の内容を報告しなければならない。

すなわち、改正「会社法」の下における実務とし ては、現法役員が個人としての責任を追及される 根拠となる規定が大幅に拡充されたことに対応し て、現法役員が負担することになるリスクを保険 でカバーすることが想定されている。

日系企業においては、役員個人の賠償責任につ いては役員賠償責任保険 (D&O保険。 Directors' and Officers' Liability Insurance) を付保され ており、かつ、これには子会社役員も被保険者に 含まれている場合も多いものと思われる。しかし ながら、海外子会社が対象に含まれているか否 か、子会社役員となる者が日本本社においては役 員ではない場合にも適用されるのかなど、具体的 な内容を検討していくと実際にはカバーされるの かどうか判然としない場合もあり得る。

実際、董事個人が訴えを提起された事例におけ る対応の経験に照らすと、以下のように、訴訟対 応のための弁護士費用などを含めて保険でカバー されるかどうかが明確でなければ対応に苦慮する ことになるような場面もある。

- ①会社と個人がともに被告となるのではなく、個人 のみが被告として訴えを提起されてしまう場合。 当該個人が役員に就任していた子会社が既に中 国における破産手続に入ってしまっている場合な どに発生し得る状況である。会社と個人がともに 被告になっている場合であれば、子会社の訴訟代 理人が個人の訴訟代理人にも就任して対応するこ とができるが、この場合は子会社の訴訟代理人が いないため、個人が自ら訴訟代理人を選任する必 要が大きくなる。これは、個人にとっては大きな経 済的負担となる。
- ②当該個人が既に退職してしまっているなど、利害 が必ずしも会社と一致していない場合。このよう な場合、当該個人が会社の指示があったことを

理由として自らの責任を会社が肩代わりするように求め、それが受け入れられない場合には会社 の意に反した供述・証言等を行うことがある。

これらの場面において、役員賠償責任保険が付保されていれば、訴訟代理人を選任するための弁護士費用など争訟対応費用を含めて保険が適用できることになり、個人としては仮に訴訟において賠償責任が認められたとしても同じく保険が適用されることから、会社と個人との対立が表面化しづらく、会社の意向に沿った訴訟対応を期待することができる。一方、そのような保険が付保されていない場合には、個人は自らの意に沿う弁護士を選任し、その費用だけを会社が負担することを求めるなど、保険がないことによって無用の争いが会社と個人との間で生じてしまうことがある。

したがって、必要な場面において保険が確実に 適用されることは紛争対応にとって非常に重要と 言えよう。

三、董事等の賠償責任に関 する過去の事例

次に、現法役員となる個人から見たときに、いったいどのような場面で個人としての責任を問われることとなるのか、実際の事例を見ていくことで、個人が責任を問われる危険を具体的に理解するための一助としたい。

改正「会社法」はまだ施行されたばかりである ため、現時点で紹介可能な事例はいずれも改正前 の旧法による事例であるが、以下のような場面で 現法役員の賠償責任が追及されることがある。

事例1: 2019年6月28日 最高人民法院民事判決書 (2018) 最高法民再366号

外国企業が中国国内に設立した子会社への出資義務を履行せず、債務超過となり破産手続に入った。破産管財人は、董事6名に対し、株主に出資履行を促さなかった不作為(勤勉義務違反)を理由に賠償を求め、裁判所はこれを認めた。

日系企業においては比較的目にすることは少ないが、2014年以降、出資払込につき会社登記機関における監督管理が行われなくなったことから、会社設立後又は増資後において、持分につい

ての出資払込が未了のままとなっている状況がよく見られるようになった。

株主が出資義務を履行するように促すべきことは、董事や高級管理者の勤勉義務の一内容となっている^[21]。とりわけ、中外合弁会社の場合など複数の株主が存在する場合に、現法役員の個人の責任としては、自らを任命・派遣した側の株主にのみ促せば足りるのではなく、合弁パートナー側に対しても出資払込を促す義務があり、これを怠れば個人としての賠償義務を負担することになってしまう。合弁パートナーである中国企業が出資払込をしていなくても合弁当事者である日本本社自身は責任を問われるものではないが、個人は責任を問われてしまう可能性があることになっているので、留意すべき点と思われる。

事例2: 2017年12月28日 最高人民法院民事判決書 (2016) 最高法民終528号

A社 (中国国内の合弁会社) の株主は甲乙の2社であり、持分比率は甲が60%、乙が40%であった。A社の代表者には、甲の代表者であるX氏が就任した。設立後、A社は数千万元の利益を計上したが、一向に乙に配当をしなかった。さらに、X氏はA社の資金を自身の関連会社に移転するなどした。乙はX氏に対して賠償責任を負うよう求め、裁判所はこれを認めた。

「会社の株式支配株主、実際支配者、董事、監事及び高級管理者は、その関連関係を利用して会社の利益を損なってはならない」とする改正前の「会社法」第21条第1項(改正「会社法」第22条第1項も同旨。)に違反することを理由として、賠償責任を認めた事例である。配当を行うか否かは株主会で決議されるべき事項であるが、支配株主が利益配当をしないようにすることで少数株主に損害をもたらした場合は、株主としての濫用となり「31、これに従った現法役員が個人としての責任を問われることになる。

事例3: 2021年11月12日 広東省広州市中級人民法院民事判決書(2020) 粤01民初2171号

上場会社での粉飾決算により損害を被った投資家らが董事、監事、高級管理者に対して賠償を求めた。裁判所は、粉飾決算に関与していなかった者についても連帯賠償責任を負うべきと判示した。

中国国内のとある上場会社において巨額の粉飾決算が判明した著名な事例である。上場会社の事例であるため、「会社法」ではなく「証券法」違反による賠償を求められた事例となっているが、 非上場会社においても、同様に、粉飾決算を見抜 くことができなかった現法役員が個人として責任 を問われることはあり得るものと考えられる。

また、中には、会社やその役員にとどまらず、役 員賠償責任保険の契約当事者である保険会社が 共同被告として訴えられた事例もある。結論とし ては賠償責任を認めなかった事例であるが、ここ で合わせて紹介しておくことにする。

事例4:2021年4月2日 安徽省合肥市中級人民法院民事裁定書(2021)皖01民終3503号(なお、事案の詳細については、関連する刑事事件判決である2020年12月18日 安徽省合肥市蜀山区人民法院刑事判決書(2020)皖0104刑初637号など参照。)

某中国企業の分公司において、財務担当者1名が他の従業員2名と結託して、会社が代金を受領していないのにシステム上で代金受領済みと虚偽計上のうえ会社に商品を出荷させ、その後、顧客から送金された代金を3名の個人口座に分配した。これにより会社は代金約2000万元が回収不能となった。

この3名の従業員は刑事訴追を受けて有罪判決を受けたが、会社はさらにこの分公司の責任者と財務責任者を務めていた別の2名につき、従業員に対する監督管理上の忠実勤勉義務違反があったとして賠償を求めた。

裁判所は、これらの責任者は《会社法》にいう「高級管理者」に該当しないと判断し、訴えを棄却した。

これらの事例から見て取れるのは、中外合弁会社では比較的よく見られるような出資者間における争いの場面においても、現法役員の個人責任が問われる可能性があるということである。これら事例はいずれも改正前の旧「会社法」のもとで個人の責任が問われた事例であるところ、上記のとおり、今回の改正「会社法」ではさらに現法役員の個人の責任に関する条文が拡充されているのであり、従来に比べてより多くの場面で現法役員の個人の責任が追及されてくる可能性がある。

とりわけ、中外合弁会社においては、以下のような場面は個人としての責任を問われやすく、特に注意を要すると思われる。

- (1) 中国側パートナーとの間で合弁解消の協議が整わず、解散等の手続が行われないまま合弁会社が休眠状態となっており、さらに中国側パートナーやその責任者が所在不明となっている場合。
- (2) 出資払込未了部分があり、合弁会社の資金が不足している ことにより、合弁会社に対する債権者に対する支払が滞っ ている場合。
- (3) 配当可能利益があるのに、株主間での意見が一致しないことから配当が行われていない場合。(キャッシュフローの問題により配当を行うことができない場合であっても、なお責任を追及される可能性があるものと思われる。)
- (4) 主に中方パートナー主導で財務関連処理が行われており、 財務状況について日本側の現法役員があまり把握していない場合。また、合弁会社社内におけるガバナンスが機能 しておらず不正な会計処理の予防・対策が実施されていない場合。
- (5) 日本本社と合弁会社との間の取引について、中国の税務局から過去の取引価格が公正でなかったとして追徴課税を受けた場合。(取引を行った総経理など日本人駐在員個人の忠実義務違反などが追及される可能性がある。)
- (6) その他、日系企業側が支配株主の地位にあり、その権利を 濫用して少数株主に損害を与えたとして少数株主との間で 紛争がある場合。

なお、外国人の場合、中国国内における民事訴訟の被告となっている場合などには出国が制限される場合があるので(《出入国管理法》第28条 [4])、これらの個人責任の追及に関する紛争が生じた場合には、そのような面での影響も考慮する必要がある。

四、役員賠償責任保険の概要

上記のように、さまざまな場面で現法役員が個人としての責任を問われる可能性があるため、改正「会社法」のもとではさらに役員賠償責任保険の重要性が増してくると思われる状況にある。

そこで、中国において提供されている役員賠償 責任保険の概要について説明する。

なお、保険内容は商品ごとに異なる部分がある。各保険商品については、国家金融監督管理総局(旧・銀保監会から再編された機構)により認可を得た各種の保険商品の約款が中国保険業協会のWebサイト^[5]等に掲載されている。詳細はそれらの情報を参照されるほか、保険代理店等を通じて確認いただくことをお勧めしたい。

1. 概要

まず、中国において保険会社が販売している役

24 JBIC中国レポート | 2024年度 3号 JBIC中国レポート | 2024年度 3号 員賠償責任保険は、一般に「董責険」(董事賠償 責任保険)という略称されているが、実際には、 董事のみならず、監事や高級管理者にも適用可能 である。ここにいう高級管理者には、総経理、副 総経理のほか、会社定款において定めるその他の 人員が含まれる。(もっとも、分公司の責任者と財 務責任者に関する上記事例4の事例のように、裁 判所の判断により左右される部分がある。)

また、役員一人ずつに保険を付保するのではなく、無記名で会社の役員全員をカバーできるものがある。

以前は上場会社の役員のみが対象であったが、 近時、非上場の小規模の会社であっても契約できる保険商品が新たに販売されている。とりわけ、 改正「会社法」において役員賠償責任保険に関する条文が設けられたことで、この種の保険商品が 注目を集めている状況にある。

2. 告知義務、通知義務

役員賠償責任保険についても、通常の損害保険の場合と同じく、契約時において既に生じている状況については、保険契約者は保険会社に対してありのままに告知しなければならない(いわゆる告知義務。中国《保険法》第16条参照)。役員賠償責任保険にあっては、その保険の特性上、会社の直近年度における決算状況や組織機構、さらには株主間における経営方針等に関する意見の相違がないか等の関係事情について保険会社からの質問に回答する必要がある。

また、保険契約をした後、保険事故が発生した場合には、保険契約者、被保険者又は受益者は保険会社に遅滞なく通知しなければならない(いわゆる通知義務。中国《保険法》第21条参照)。

3. 保険のカバー範囲、免責事項

董事、監事、高級管理者といった個人が被保険会社の職務の執行に起因して引き起こした危険により生ずる法律費用及び民事賠償金が、保険が引き受けるリスクとされている。これには、株主や

会社、さらには第三者による当該個人に対する責任追及・賠償請求により生じる費用が含まれるほか、さらに、場合により監督管理機構による立件調査に関する費用が含まれる。

ただ、これも損害保険一般に言えることであるが、保険の適用を受けるうえでは、法令遵守など危険を避けるための必要な安全予防措置を講じることが前提となる(中国《保険法》第51条参照)。故意の違法行為により生じた損害や刑事処罰・行政処罰による損害はカバーされない。

役員賠償責任保険における免責事項には、概 ね以下のようなものがある。

項目	免責事項	備考	
故意の違法行為	故意による行為、故意 による財務粉飾等	故意か否かは最終的 には裁判所の判断に よる。	
既知の事項	付保前に既に訴訟又 は調査が行われ、又 はその可能性につき 既知の場合		
非職務行為	訴訟や調査が、会社 の役員としての行為 により生じたものでな い場合	例えば、勤務時間外 の個人的な喧嘩や、 株主の身分で行われ た行為など。	
罰金·反則金	刑事処罰としての罰 金、行政処罰としての 反則金	保険会社がこのよう な引き受けることは 禁止されている。	
国外リスク	中国大陸以外の司法 管轄における訴訟又 は調査		

4. 改正 《会社法》 第193条所定 の手続

上記二、2. で紹介した改正《会社法》第193条で定められているとおり、会社が董事のため責任保険を付保し、又は保険を更新したときには、その後に、董事会は、株主会に対し責任保険の付保金額、保険引受範囲及び保険料率等の内容を報告しなければならない。

この条文上は、「董事」のために付保を行う場合 のみが対象となっており、監事や高級管理者のみ のために保険を付保する場合は対象ではない。ま た、株主会での承認を受けることまでは求められ ておらず、事後の報告で足りることとなっている。

5. 過去の行為につき保険は適用できるか

上記一、で紹介したとおり、改正《会社法》は過去の行為に遡って適用される部分があるため、現法役員が改正前に行った行為であっても、なお改正《会社法》により責任を追及される場合があり得る。したがい、このような改正前に既に生じていた行為について、役員賠償責任保険でカバーされるのかどうかは、重要な関心事項と思われる。

この点、販売されている保険の中には過去の一定期間の事象に遡ってカバーされる商品もある(いわゆる遡及保険)。但し、上記の告知義務についての説明でも述べたとおり、保険契約の時点で既に訴訟等のリスクが認識されている場合には保険会社への告知が必要であるから、一般には、過去の行為を含めて対象とすることができる保険商品であったとしても、当該遡る期間における訴訟等のリスクを生じるような行為や事実が認識されていないことが保険契約の前提となることが多いと思われる。

五、終わりに

保険契約時には審査があり、どのような会社でも役員賠償責任保険に入れるわけではない。但し、既に市場で販売されている保険商品を見ると、従業員数が数十名程度の比較的小規模な会社であっても付保可能な商品も販売されているので、比較的幅広く、付保を検討することができるものと思われる。

中国現地法人で既に役員に就任している又はこれから就任しようとする個人に無用の負担を生じないように、役員賠償責任保険を付保することを検討することは有益な場面もあり得るため、必要に応じて検討いただくことをお勧めする。

なお、本稿において既に紹介したとおり、保険 契約をしたとしても、保険の適用を受けるために は法令遵守等のリスク回避のための措置は求め られる。役員賠償責任保険に入ったからといって コンプライアンス・法令遵守が疎かになることが ないよう留意いただきたい。

- [1] https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2023 04.pdf#page=13
- 【2】 2011年1月27日発布にかかる「『会社法』の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定(3)」第13条第4項。

第13条4. 会社が増資した際に株主が出資義務を履行せず、又は全面的には履行していない場合において、第1項又は第2項により訴えを提起する原告が会社法第148条第1項所定の義務を尽くさないで出資が満額払い込まれないようにさせた董事又は高級管理人員に対し相応する責任を引き受けるよう請求するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。董事及び高級管理人員は、責任を引き受けた後に、被告株主に対し求償することができる。

- 【3】 2017年8月25日発布にかかる「『会社法』の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定(4)」第15条但書。
 - 第15条 株主が具体的な分配方案の明記された株主会又は株主総会の決議を提出せず、会社に利益分配を請求した場合には、人民法院は、その訴訟上の請求を却下しなければならない。ただし、法律の規定に違反して株主としての権利を濫用し、会社が利益を分配しないようにし、その他の株主に損害をもたらした場合を除く。
- 【4】 《出入国管理法》
 - 第28条 外国人に次に掲げる事由の1つがある場合には、出境を許可しない。
 - (1)刑罰に処され執行が完了しておらず、又は刑事事件の被告人若しくは被疑者に属するとき。ただし、中国と外国とが締結した関係合意に従い、刑を言い渡された者の管轄を移転する場合を除く。
 - (2)未結了の民事事件があり、人民法院が出境を許可しない旨を決定したとき。
 - (3)労働者の労働報酬の支払いを遅延し、国務院の関係部門又は省、自治区若しくは直轄市の人民政府が出境を許可しない旨を決定したとき。
 - (4)法律及び行政法規の規定により出境を許可しないその他の事由
- [5] https://www.iachina.cn/col/col226/index.html

投資関連制度情報

定年延長について

2024年9月13日、第14期全国人民代表大会常 務委員会第11回会議において、「法定定年退職 年齢の段階的延長を実施することに関する決定し (以下「決定」という。)が採択された。この「決 定しにより、「法定定年退職年齢の段階的延長に関 する国務院の弁法」(以下「弁法」という。)が承認 され、「決定」と「弁法」はいずれも2025年1月1日 から施行されることとなった。本稿では、「決定」 と「弁法」の主な内容を紹介する。

1. 法定定年退職年齢が段 階的に延長される背景

1) 現行の定年退職年齢

現在の定年退職年齢は「老齢・虚弱・病気・後 遺障害幹部の安定配置に関する国務院の暫定施 行弁法」[1]と「労働者の定年退職及び退職に関す る国務院の暫定施行弁法」[2](「『老齢・虚弱・病 気・後遺障害幹部の安定配置に関する国務院の暫 定施行弁法』及び『労働者の定年退職及び退職に 関する国務院の暫定施行弁法』の発布に関する国 務院の通知」、国発[1978]104号、1978年6月2日 施行)(以下、これらをあわせて「2つの暫定施行弁 法」という。) を根拠としている。これらの規定に よる定年退職年齢は、男性が60歳、女性幹部が55 歳、女性一般労働者が50歳である。

2) 背景

今回の定年退職年齢の段階的延長は、全人代常 務委員会が第14期全国人民代表大会常務委員会 第11回会議において採択したものであるが、その 背景については、2024年9月13日に全人代常務委

員会弁公室が記者会見を開き、次のように述べて いる。「我が国の定年退職年齢制度は施行から既 に70年以上が経過している。現在、我が国の定年 退職年齢は男性従業員が60歳、女性従業員が55 歳または50歳であるが、これは1950年代初頭に 決定されたものである。70年の間に、我が国の経 済社会や人口構造には重大な変化が生じており、 労働者のニーズも日々多様化している中で、定年退 職年齢に対する調整が必要となった」。「2023年 の、我が国の60歳以上の人口は2.97億人であり、 総人口の21.1%を占めている。また、65歳以上の 人口は2.17億人を超え、15.4%を占めており、高 齢化の傾向が顕著である。同時に、我が国の労働 力人口は、2012年から年平均300万人以上の減少 が続いており、今後も総人口に占める労働力人口 の比率はさらに低下していくだろう。定年退職年齢 の延長により、労働力人口の減少傾向を緩和し、 経済社会の発展の勢いと活力を維持することがで きるI [3]、

この定年退職年齢の延長政策は、何年も前から 検討されてきたものである。

例えば、2021年3月12日に発表された「中華人 民共和国国民経済及び社会発展第14次5か年計 画及び2035年長期目標綱要1という、主に国の戦 略意図を示し、政府業務の重点を明らかにし、市 場主体の行動を指導・規範化する綱要では、「平 均寿命の延び、高齢化の加速傾向、就学年数の増 加、労働力構造の変化などの要因を総合的に考慮 し、小刻みな調整、弾力的な実施、類型を分けた推 進及び統一的配慮といった原則に従い、定年退職 年齢を徐々に延長し、人的資源の十分な活用を促 す」と述べられている。

2022年8月30日には、第13期全国人民代表大 会常務委員会第36回会議において、国家衛生健康 委員会主任の馬暁偉が、全人代常務委員会の手配 のもと、国務院の委託を受け、高齢化業務の強化・ 推進に関する進展状況について、「高齢化業務の 強化・推進の進展状況に関する国務院の報告 | を 審議に付し、この報告の中で、「定年退職年齢の段 階的延長改革を着実に進め、関連する付帯措置を 整備する」ことを明らかにした。2022年9月1日に は、第13期全人代常務委員会第36回会議でこの 報告が審議され、常務委員会構成員と列席者の主 な意見として、「定年退職改革の問題を積極的に 検討し、関連する制度・政策設計を整備し、定年退 職年齢や弾力的な定年退職制度などの政策を適時 に打ち出す」ことが提起された。

2024年7月18日の中国共産党第20期中央委員 会第3回全体会議では、「より一層全面的に改革 を深め、中国式現代化を推進することに関する中 共中央の決定しが採択され、「人口高齢化に積極 的に対応し、養老事業及び養老産業政策のメカニ ズムを発展させ、整備する。シルバーエコノミーを 発展させ、高齢者に適した多様で個別化された就 業機会を創出する。自由意思と柔軟性の原則に従 い、安定的かつ秩序立てて定年退職年齢の段階 的延長改革を推進する」ことが明確に定められて いた。

2. 「弁法」の主な内容

1) 「決定」、「弁法」 及び4つの 附属書が一体となって、法的な レベルと効力を持つ

前述した定年退職年齢延長改革に関する記者会 見において、全人代常務委員会法制業務委員会の 張勇副主任は、「法定定年退職年齢の段階的延長 に関する国務院の弁法 | 及びその4つの附属書に ついて「これらは一体となって全人代常務委員会に よる法律に関する決定となり、具体的な法的効力 を持つ。この決定は2025年1月1日から施行され、 1978年に全人代常務委員会が承認した『2つの暫 定施行弁法』における定年退職年齢に関する規定 は、その後は廃止される」と説明した[4]。

2)「弁法」の主な内容

①定年退職年齢の延長

15年の時間をかけて、男性従業員の法定定年退 職年齢は従前の60歳から63歳まで延長され、女性 従業員の法定定年退職年齢は従前の50歳又は55 歳からそれぞれ55歳又は58歳まで延長される。

この段階的延長は2025年1月1日から開始され、 4か月に1か月ずつの延長となる(「弁法 | 第1条)。 現在就労中の労働者で延長の対象となるのは、 1965年1月から1976年12月の間に生まれた男性 従業員、1970年1月から1981年12月の間に生ま れ、従前の法定退職年齢が55歳であった女性従業 員、1975年1月から1984年12月の間に生まれ、従 前の法定退職年齢が50歳であった女性従業員で ある。

第1条 2025年1月1日から、男性従業員及び従前の法定 定年退職年齢が55歳であった女性従業員については、法 定定年退職年齢を4か月に1か月ずつ延長し、それぞれ63歳 及び58歳まで徐々に延長する。従前の法定定年退職年齢 が50歳であった女性従業員については、法定定年退職年 齢を2か月に1か月ずつ延長し、55歳まで徐々に延長する。 国に別段の定めがある場合には、当該定めに従う。

②月次基本養老年金の受給に必要な保 険料支払年数を、2030年から段階的に 引上げ

現在の規定では、従業員が月次基本養老金を受 け取るための最低保険料納付年数は15年である が[5]、2030年1月1日から、この最低保険料納付 年数が15年から20年に徐々に引き上げられ、毎年 6か月ずつの引上げが行われる。つまり、2025年1 月1日から2029年12月31日までに定年退職する 従業員の最低保険料納付年数は15年のままだが、 2030年1月1日から2038年12月31日までに定年 退職する従業員の最低保険料納付年数は、15年6 か月から19年6か月まで徐々に引き上げられる。そ して、2039年1月1日以降に定年退職する従業員 は、20年以上の保険料納付が必要となる。

第2条 2030年1月1日から、従業員が月ごとに受け取る基本養老金の最低保険料納付年数を15年から20年まで徐々に引き上げ、毎年6か月ずつ引き上げる。従業員は、法定定年退職年齢に達したけれども最低保険料納付年数を満たしていない場合には、規定に従い保険料納付を延長し、又は一括保険料納付の方法により最低保険料納付年数に達するようにし、月ごとに基本養老金を受け取ることができる。

③弾力的な定年繰上げと定年延長が可能に

定年退職年齢が延長された後、従業員の定年退職年齢は、従来の硬直的なものから柔軟なものへと変わり、選択の幅が広がる。従業員は、自分の意思で、3年を超えない範囲で弾力的に定年繰上げを選択できる。ただし、弾力的な定年繰上げの年齢は、従来の法定退職年齢を下回ることはできない(すなわち、男性従業員は60歳、女性従業員は55歳または50歳より前に退職することはできない)。また、勤務先と従業員の合意があれば、定年退職年齢に達した後も、3年を超えない範囲で弾力的に定年退職を延長することもできる。

弾力的な定年繰上げの条件は、(1) 養老保険の 最低保険料納付年数の要件を満たしていること、

- (2) 繰上げ期間が最長でも3年を超えないこと、
- (3) 繰上げ後の退職年齢が従来の法定退職年齢を下回らないこと、である。

一方、弾力的な定年延長の条件は、(1) 法定退職年齢に達していること、(2) 勤務先との合意があること、(3) 延長期間が最長でも3年を超えないこと、である。

第3条 従業員は、最低保険料納付年数に達した場合には、自由意思により定年退職の弾力的繰上げを選択することができ、繰り上げ期間は、最長でも3年を超えず、かつ、定年退職年齢については、女性従業員は50歳又は55歳、及び男性従業員は60歳の従前の法定定年退職年齢を下回ってはならない。従業員が法定定年退職年齢に達し、所在単位と従業員とが協議により合意した場合には、定年退職を弾力的に延長することができ、延長期間は最長でも3年を超えない。国に別段の定めがある場合には、当該定めに従う。実施においては、従業員の意思に反し、従業員が定年退職年齢を選択することを違法に強制し、又は形を変えて強制してはならない。

④養老保険インセンティブメカニズム の健全化

定年退職者の養老金水準は、納付年数や納付水

準と密接に関連しており、定年退職年齢とも深く 関わっている。つまり、保険料を長く納付すること で受け取る金額が増え、納付額が多ければ多いほ ど受取額も増加し、退職年齢を遅らせれば遅らせ るほど、受け取る金額が増えることになる。

第4条 国は、養老保険奨励メカニズムを健全化する。従 業員が長く納付して多く受け取り、多く納付して多く受け 取り、遅く退職して多く受け取ることを奨励する。基礎養 老金の計算支給比率は、個人の累計保険料納付年数と紐 づけ、基礎養老金の計算支給基数は、個人の実際の納付 保険料と紐づけ、個人口座養老金は、個人の定年退職年 齢、個人口座の預金額等の要素に基づき確定する。

⑤壮年の就業職位開発の強化、就業差別の防止

壮年労働者の就業職位の開発を強化し、困難を 抱える人々のための就業支援制度を整えるととも に、就業時の年齢差別を防止し、企業がより多くの 壮年労働者を雇用することが奨励される。

第5条 国は、就業優先戦略を実施し、質の高い十分な就業を促進する。就業公共サービス体系を完全化し、終身職業技能研修制度を完全化する。青年の就業・創業を支持し、壮年労働者の就業職位の開発を強化し、困難者の就業援助制度を完全化する。就業における年齢差別に対する予防及び処理を強化し、雇用単位がより多くの壮年労働者を吸収して就業させることを奨励する。

6権益保障の要求を強化

今回、定年退職年齢を超えた労働者の基本的権益保障について、初めて法律レベルの要求が提起された。このことにより、現行の労働法規の空白が埋められ、法定定年退職年齢を超えた労働者を募集・採用する際には、雇用単位が、労働者が労働報酬、休息休暇、労働安全衛生、労働災害保障等の基本的な権益を取得することを保障しなければならないことが定められた。

このほか、国が柔軟な就業及び新たな就業形態の労働者の権益保障を強化することも定められた。この点について、全人代常務委員会弁公室の記者会見では、「我々は、柔軟な就業や新しい就業形態における労働者の権利保護に関する具体的な政策を引き続き推進し、関連するガイドラインや指針を積極的に進めていく。また、労働者雇用に対する指導を強化し、権利保護のためのサービスを円滑化する」と述べられている[6]。

第6条 雇用単位は、法定定年退職年齢を超えた労働者を募集採用するにあたり、労働者が労働報酬、休息休暇、労働安全衛生、労働災害保障等の基本的な権益を取得することを保障しなければならない。

国は、柔軟な就業及び新たな就業形態の労働者の権益 保障を強化する。

国は、有給休暇制度を完全化する。

⑦壮年の失業者に関し、失業保険・養 老保険の関連政策を明確化

失業保険金を受け取っている壮年の失業者で、 定年退職年齢まで1年未満の者については、失業 保険金の受取りが定年退職年齢まで延長される。

第7条 失業保険金を受け取り、かつ、法定定年退職年齢まで1年未満である者については、失業保険金受取年数を法定定年退職年齢まで延長し、法定定年退職年齢の段階的延長を実施する期間においては、失業保険基金から規定に従いその者のため養老保険料を納付する。

⑧特殊な職種の労働者、海抜の高い地域で働く従業員に対し、特別な保護を付与

坑内、高所、高温、特に過酷な肉体労働など、国 が定める特殊な職種に従事している従業員や、海 抜の高い地域で働く従業員は、条件を満たす場 合、定年退職の繰上げを申請することができる。

第8条 国は、特殊な職種等の定年退職繰上げ政策を規範 化し完全化する。坑内、高 所、高温、特段に重い肉体労働 等の国の定める特殊な職種に従事し、及び海抜の高い地区 において業務する従業員は、条件に適合する場合には、定 年退職の繰上げを申請することができる。

⑨その他の規定

民政部は、定年退職年齢の段階的延長の実施後に、より良い養老サービスを提供するため、次の三つの面から養老事業と養老産業政策メカニズムを継続的に改善し、中国の特色ある養老サービス体系の成熟と確立を加速するとしている。一つは、全体的な計画に基づいて養老サービスの体系を強化することである。二つ目は、養老サービスの包括的保障を適切に行うことである。条件を満たす特に困難な高齢者を、政府の救済や扶養の対象に組み入れ、最低生活保障を受けている家庭の中で要介護度が高い高齢者が自由な意思で養老施設に入所できるよう支援する。同時に、経済的に困難な高齢

者や要介護高齢者向けの手当制度を充実させ、特 別な困難を抱える高齢者家庭における、年齢に応じ た住宅の改修や高齢者用ベッドの設置を引き続き 支援できるよう、政策を継続的に整備する。また、 養老サービスの包括的なセーフティーネットを構築 する。三つ目は、養老サービスの供給を拡大し、最 適化することである。複数の施策を同時に実施する ことで、家庭内での高齢者介護の負担を軽減し、高 齢者の多様で多面的なサービスニーズに応える。コ ミュニティ組込み型の養老機構を大いに発展させ、 高齢者が自宅の近くで質の高い便利な養老サービ スを享受できるようにする。コミュニティに基づい た在宅訪問サービスを積極的に提供し、食事の介 助、医療の支援、社会参加、介護ケアなどの面で政 策的供給を増やす。養老機構の機能的構造を最適 化し、すべての人が恩恵を受けられる養老サービス を拡充するとともに、企業などの社会的な勢力がこ れに積極的に参加することを奨励する[7]。

以上

- 【1】「『老齢・虚弱・病気・後遺障害幹部の安定配置に関する国務院の暫定施行弁法』を承認することに関する全国人民代表大会常務委員会の決議」は、1978年5月24日第5期全国人民代表大会常務委員会第2回会議において採択、1978年5月24日発布、同日施行
- 【2】 「『労働者の定年退職及び退職に関する国務院の暫定施行弁法』を承認することに関する全国人民代表大会常務委員会の決議」は、1978年5月24日第5期全国人民代表大会常務委員会第2回会議において採択、1978年5月24日発布、同日施行
- 【3】 「定年退職延長改革の決定採択!4部門の関連責任者による権威ある解説」 http://www.npc.gov.cn/c2/c30834/202409/t20240914 439634.html
- 【4】 定年退職延長改革の決定採択!4部門の関連責任者による権威ある解説 http://www.npc.gov.cn/c2/c30834/202409/t20240914_439634.html
- 【5】 「社会保険法 (2018年改正)」

第16条 基本養老保険に加入する個人で、法定定年退職年齢に到達した時に保険料納付累計が15年以上のものは、月ごとに基本養老金を受領する。

基本養老保険に加入する個人で、法定定年退職年齢に到達した時に保険料納付累計が15年に満たないものは、15年に至るまで保険料を納付し、月ごとに基本養老金を受領することができる。また、新型農村社会養老保険又は都市・鎮住民社会養老保険に転入し、国務院の規定に従い相応する養老保険待遇を享受することもできる。

- 【6】 定年退職延長改革の決定採択!4部門の関連責任者による権威ある解説 http://www.npc.gov.cn/c2/c30834/202409/t20240914_439634.html
- 【7】 定年退職延長改革の決定採択!4部門の関連責任者による権威ある解説 http://www.npc.gov.cn/c2/c30834/202409/t20240914 439634.html

新公布法令情報·解説

主な新公布法令

主な新公布法令[1]

(2024年5月から2024年7月までの期間にて公布された新法令のうち、特に重要と思われるものについて会社設立・M&A、税関管理、外貨管理、税務・会計、その他の項目別にとりまとめたもの。)

会社設立·M&A

法令名:「ベンチャーキャピタルの高品質の発展の促進にかかる若干の政策措置」の印刷発布に関する国務院弁公庁の通知

公布部門:国務院弁公庁

文書番号: 国弁発[2024]31号

公布日:2024年6月15日

施行日:—

概要等:「外商投資ベンチャーキャピタル企業管理規定」を改正・完全化し、外国投資家が境内においてベンチャーキャピタルに従事するのを便利にする。国際的専門投資機構及び団体が境内において人民元ファンドを設立し、その投資経験及び総合サービスの優位性を発揮することを支持する。我が国のベンチャーキャピタル機構が秩序を有して境外投資を展開することを指導し、及び規範化する。クロスボーダー融資の利便化試行を深く推進し、外商直接投資(FDI)項目の外貨管理をさらに最適化し、ベンチャーキャピタル機構等の経営主体が外貨業務手続をするのを便利にする。

税関管理

法令名: 中国輸出入商品交易会開催期間内に販売される輸入展示品の租税優遇政策の執行を延長継続することに関する通知

公布部門: 財政部·税関総署·税務総局

文書番号: 財関税[2024]10号

発布日: 2024年5月9日

施行日:—

概要等:国務院の同意を経て、2024年から2025年までに開催される中国輸出入商品交易会について、「2023年中国輸出入商品交易会開催期間内に販売される輸入展示品の租税優遇政策に関する財政部、税関総署及び税務総局の通知」(財関税[2023]5号)に定める租税優遇政策(租税優遇政策を享受する輸入展示品リストを含む。)の執行を延長継続する。

法令名:加工貿易帳簿の整合・最適化に関する公

告

公布部門: 税関総署

文書番号:2024年第66号公告

発布日: 2024年5月31日

施行日:2024年7月1日

概要等: 税関加工貿易の監督管理及びサービス水準をより一層引き上げ、管理モデルを簡略化し、かつ、管理コストを引き下げるため、税関総署は、加工貿易帳簿の整合・最適化業務を展開し、加工貿易ネットワーク監督管理モデル及び企業を単元とする監督管理モデルを整合・統一して「加工貿易帳簿」

^[1] 本来、法令の公布は、中央性法規については国務院の、地方性法規については地方人民代表大会常務委員会の承認を経てなされる。本レポートでは、かかる公布手続きを経たことが確認できない法令、規範性文書(法令以外の文書)についても、便宜上、その発出日を公布日として表記。施行日については、規定により確認可能であるものについてのみ、表記している(「-」は未確認の意)。また一部法令については、遡及施行されている。

例) 企業所得税法に基づき制定された税務通達 公布日:2009年7月1日、施行日:2008年1月1日(遡及適用)。 また、文書番号の文字部分は、法令公布部門を表す。

管理モデルとすることを決定した。2024年7月1日から、加工貿易企業は、帳簿を新たに設け、国際貿易「シングルウィンドウ」又は「インターネット+税関」の一体化オンライン事務取扱プラットフォームを通じて金関2期加工貿易帳簿を設け、「帳簿類型」に「E帳簿」と記入し、税関は、現行の加工貿易企業のネットワーク監督管理の関係規定に従い執行する。「企業を単元とする」類型の帳簿は、新たに設けない。

外貨管理

法令名: 国外機関投資家境内証券先物投資資金 管理規定

公布部門:中国人民銀行·国家外貨管理局

文書番号:[2024]第7号公告 公布日:2024年7月26日

施行日: 2024年8月26日

概要等:同一の国外機関投資家の適格投資家専用口座内の資金及び中国債券市場投資専用資金

口座内の資金は、境内投資の必要に基づき、境内 において直接に双方向に振り替えることができ、 後続取引及び資金使用、為替取組等は、振替後の

ルートの関連管理要求に従う。

税務・会計

法令名:省エネルギー・節水、環境保護及び安全 生産専用設備のデジタル化スマート化改造にかか る企業所得税政策に関する財政部及び税務総局 の公告

公布部門:財政部·税務総局 文書番号:2024年第9号公告 発布日:2024年7月12日

施行日:一

概要等:企業に2024年1月1日から2027年12月31日までの期間に発生する専用設備のデジタル化又はスマート化改造にかかる投入について、当該専用設備の購入の際の原税務基準額の50%を超えない部分は、10%の比率に従い企業の当該年の納付するべき税額を控除することができる。企業は、当該年に納付するべき税額が控除に不足する場合には、以後の年度に繰り越すことができる。ただし、繰越年数は、最長でも5年を超えてはならない。

法令名:2024年度に増値税の追加相殺政策を享受する先進的製造業企業名簿制定業務に関係する事項に関する工業及び情報化部弁公庁、財政部弁公庁及び国家税務総局弁公庁の通知

公布部門: 工業及び情報化部弁公庁・財政部弁公

庁·国家税務総局弁公庁

文書番号:工信庁聯財函[2024]248号

発布日: 2024年6月24日

施行日:-

概要等: 2024年度名簿への記載を新たに申請する 企業は、2024年9月から、各月の1日から10日まで に申請を提出することができ、締切日は2025年4 月10日とする。

法令名: 2024年度に増値税追加相殺政策を享受する工業工作機械企業リストの制定業務に関係する事項に関する三部門の通知

公布部門:工業及び情報化部・財政部・国家税務 ※屋

文書番号:工信部聯通装函[2024]233号

発布日: 2024年8月1日

施行日:一

概要等:企業は、10月31日以降、情報記入報告システムから、リストに組み入れられているか否かを照会することができる。リストの印刷発布後、企業は、計上可能だけれども未計上の前期の追加相殺額を、当期において一括して計上することができる。2024年のリストに組み入れられた企業は、2024年1月1日から政策を享受する。2023年のリストに既に組み入れられていたけれども2024年のリストに組み入れられていない企業は、2024年10月31日に政策の享受を停止する。

法令名: 納税者の区を跨いだ移転に一層便宜をはかり全国統一大市場の建設に奉仕することに関する国家税務総局の通知

公布部門:国家税務総局

文書番号: 税総徴科発[2024]38号

発布日:2024年7月29日 施行日:2024年9月1日

概要等:全面的にデジタル化された電子発票を使用する納税者について、情報システムは、自動的にその発票限度額を転入地に移転する。納税者は、税統制設備を使用する場合には、省内で移転する

際には税統制設備の情報をオンラインで変更することができ、転出地の税務機関において税統制設備を取り消す必要がない。省を跨いで移転する際には税統制設備をオンラインで遠隔抹消することができ、直接に転入地の税務機関から税統制設備を受領し、又は全面的にデジタル化された電子発票を使用することができる。転入地の税務機関は、「ワンストップ式」転入サービスを提供し、納税者の納税信用級別、発票限度額、予納税金、所得税にかかる損失補填、増額税一般納税者の資格、未控除の増値税仕入税額等の権益及び資質が延長継続されることを保障し、かつ、納税者に移転前に結了していない税関連事項を手続するよう遅滞なくガイドする必要がある。

その他

法令名: 体制メカニズムを刷新・完全化して入札 募集・入札市場の規範的で健全な発展を推進する ことに関する国務院弁公庁の意見

公布部門: 国務院弁公庁 文書番号: 国弁発[2024]21号

公布日: 2024年5月2日

施行日:一

概要等: 国際的な高標準の経済貿易規則に全面的に対応させ、国内の入札募集調達方式を最適化する。企業が集中的に組織して入札募集調達を実施し、企業の生産経営及びサプライチェーン管理の必要に適合する入札募集調達管理メカニズムの形成を模索することを支持する。入札募集調達と非入札募集調達との連接を強化し、科学技術イノベーション、緊急危険対応等の分野のプロジェクトについては、柔軟な方式を採用して発注することを支持する。

法令名:「製造業企業のサプライチェーン管理水準 の引上げにかかる指針(試行)」の印刷発布に関す る三部門の通知

公布部門:工業及び情報化部弁公庁・交通運輸部

弁公庁·商務部弁公庁

文書番号:工信庁聯運行[2024]25号

発布日: 2024年5月7日

施行日:—

概要等:企業は、中核サプライヤー及び主たるユーザーとの情報の接続を強化し、需要の予測、生産

計画、運送ルート及び競争戦略等の面における情報の非対称を除去するよう努力し、サプライチェーンの引渡能力を高める必要がある。国内・国際の両資源を統一的に計画し、サプライチェーンの要素が開放・共有されることを奨励し、各種形態のサプライチェーンの革新的応用を促進し、新技術、新モデル及び新業態により製造企業サプライチェーンの新たな成長エネルギーを活性化させる。安全と発展の関係を把握し、適法で規則に適合するという最低ラインを厳守することを促し、企業サプライチェーンの情報安全保護を強化する。

法令名: サービス型製造標準体系建設指針の印刷 発布に関する工業及び情報化部弁公庁の通知

公布部門:工業及び情報化部弁公庁 文書番号:工信庁科[2024]32号

公布日: 2024年5月14日

施行日:—

概要等:「サービス型製造」は、製造とサービスの融合発展の新型の産業形態であり、製造業モデルチェンジ・アップグレードの重要な方向である。製造業企業は、生産組織の形式、運営管理方式及び商業発展モデルのイノベーション・最適化を通じて、サービス要素がインプット及びアウトプットに占める割合を絶えず増加させ、加工組立を主とするものから「製造+サービス」へモデルチェンジさせ、製品の単純な販売から「製品+サービス」の販売へモデルチェンジさせる。

法令名:2024年コスト引下重点業務を適切にすることに関する通知

公布部門: 国家発展改革委弁公庁・工業及び情報 化部弁公庁・財政部弁公庁・人民銀行弁公庁

文書番号: 発改弁運行[2024]428号

公布日:2024年5月13日

施行日:—

概要等:外資参入許可ネガティブリストの縮小を継続し、製造業分野の外資参入許可制限措置を全面的に取り消し、関係するサービス業市場の参入許可を緩和する。外商投資を奨励する産業目録を拡大し、外商投資サービス保障を強化する。一部の社会保険料率の段階的引下げを継続する。失業保険料率及び労働災害保険料率を段階的に引き下げる政策の実施を延長継続し、実施期間を2025年末まで延長する。

法令名: 品質ファイナンス信用補完業務を展開し 実体経済の高品質の発展に更に奉仕することにか かる通知

公布部門: 金融監管総局

文書番号: 国市監質発[2024]52号

公布日:2024年5月10日

施行日:-

概要等:要素の範囲を確定する。品質ファイナンス信用補完の要素には、主として企業が品質信用、品質管理、品質ブランド、品質基礎、品質イノベーション等の5つの面において具備する能力、資質及び取得する栄誉等の重要情報を含む。国家企業信用情報公示システムのビッグデータ機能を十分に発揮させ、金融機構との情報共有通路及び相応する業務メカニズムを確立して健全化し、金融機構が企業信用情報を遅滞なく照会し、情報収集のコストを下げるのに便利であるようにする必要がある。品質ファイナンス信用補完情報要素の情報を国家企業情報公示システムに組み入れることを奨励する。

法令名: 医療機器製品の分類画定業務を規範化することに関する国家薬監局の公告

公布部門: 国家薬監局

文書番号: 2024年第59号公告

公布日:2024年5月10日 施行日:2024年9月1日

概要等:申請人は、「条例」、「弁法」、「分類規則」、関連する分類画定指導原則及び「分類目録」等により製品の管理属性及び類別を判定しなければならない。新たに研究製造され「分類目録」に列記されていない医療機器について、申請人は、第3類医療機器製品の登録を直接に申請することができ、また、「分類規則」により製品類別を判断し、かつ、分類画定を申請した後に、製品の登録を申請し、又は製品の備案手続をすることもできる。

法令名: 「2024-2025年社会信用体系建設行動計画」の印刷発布に関する国家発展改革委員会弁公庁の通知

公布部門:国家発展改革委員会弁公庁 文書番号:発改弁財金[2024]451号

公布日:2024年5月20日

施行日:-

概要等:信用情報の共有・応用を強化し中小・零細企業融資業務を促進する協調メカニズムを完全化し、信用情報集約・共有リストの任務を効率的に高品質で完了することを確実に保証し、リストについて適時に更新をし、集約・共有の範囲を拡大する。

法令名: クロスボーダー電子商取引輸出を拡大し 海外倉庫の建設を推進することに関する商務部等 9部門の意見

公布部門:商務部・国家発展改革委員会・財政部・ 交通運輸部・中国人民銀行・税関総署・税務総 局・金融監督管理総局・国家インターネット情報 弁公室

文書番号:商貿発[2024]125号

公布日:2024年6月8日

施行日:一

概要等:クロスボーダーデータの管理及びサービスの水準を引き上げる。法律法規の要求に適合し、及び安全を確実に保証するという前提のもとで、データのクロスボーダー流動を促進し、及び規範化し、クロスボーダー電子商取引、クロスボーダー支払い等の応用シーンのデータが秩序を有して自由に流動することを許可する。クロスボーダー電子商取引及び海外倉庫企業が法及び規則によりデータを利用して産業チェーンの上・下流を活性化し、生産企業による供給能力の柔軟化を増強することを奨励する。

法令名:節水産業の発展を加速させることに関する国家発展改革委員会等の部門の指導意見

公布部門: 国家発展改革委員会・水利部・工業及び 情報化部・住宅及び都市農村建設部・農業農村部

文書番号: 発改環資[2024]898号

公布日:2024年6月25日

施行日:一

概要等:企業が研究開発、設計及び生産に力を入れ、基礎の原材料から末端の消費製品までの節水製品装備供給体系を構築し、節水製品装備製造のデジタル化、スマート化及びグリーン化の発展を推進することを支持する。「国家成熟適用節水技術普及目録」、「国が奨励する工業節水プロセス、技術及び設備目録」を定期的に発布し、国家節水製品

認証目録を制定し、かつ、グリーン製品認証及び標識体系に組み入れる。先進的節水設備及び製品を普及させ、大規模節水設備の更新及び消費品の新製品買換えを推進し、立ち遅れた用水製品及び設備の淘汰を加速させる。

法令名:「会社法」の時間的効力の適用に関する 最高人民法院の若干の規定

公布部門:最高人民法院

文書番号:法釈[2024]7号 公布日:2024年6月29日

施行日:2024年7月1日

概要等:会社法施行後の法律事実により引き起こされた民事紛争事件には、会社法の規定を適用する。会社法施行前の法律事実により引き起こされた民事紛争事件について、当時の法律又は司法解釈の定めを適用する。ただし、会社法を適用することがその立法目的の実現に更に有利である場合には、会社法の定めを適用する。会社法施行前に既に終審している民事紛争事件について、当事者が再審を申し立て、又は人民法院が裁判監督手続に従い再審を決定した場合には、当時の法律及び司法解釈の規定を適用する。

法令名: 「会社法」の登録資本登記管理制度の実

施に関する国務院の規定

公布部門:国務院 文書番号:第784号令

発布日:2024年7月1日

施行日:2024年7月1日

概要等:会社は、株主が払込みを引き受け、及び 実際に払い込んだ出資額、出資方式若しくは出資 期限を調整し、又は発起人が購入を引き受けた株 式数を調整する等にあたり、関連情報が生じた日 から20業務日内に国家企業信用情報公示システ ムを通じて社会に対し公示しなければならない。 会社登記機関は、関係部門との情報の相互接続・ 共有を強化し、会社の信用リスクの状況に基づき 分類監督管理を実施し、信用リスク分類結果の総 合的な応用を強化しなければならない。

法令名:特許開放許諾制度の実施業務を全面的 に推進することに関する国家知的財産権局の通知 公布部門: 国家知的財産権局

文書番号: 国知発運字[2024]19号

公布日:2024年7月3日

施行日:—

概要等:特許開放許諾声明は、国家知的財産権局の審査を経て合格した後に特許公報を通じて社会に対し公告するものとし、公衆は、中国特許公開公告システム(http://epub.cnipa.gov.cn/)を通じて特許開放許諾声明、許諾達成備案等の公告情報を照会することができる。特許開放許諾公告データは、知的財産権データ資源公共サービスシステムを通じて公衆に対し全面的に開放され、各方面による照会、検索及び取得に便利である。保険機構が開放許諾に関連する保険商品を開発し、許諾の実施のためリスク保障を提供することを奨励する。

法令名: 良質企業が中長期外債を借用し実体経済の高品質な発展の促進を支持することに関する通知

公布部門: 国家発展改革委員会

文書番号: 発改外資規[2024]1037号

公布日:2024年7月12日

施行日:—

概要等:業種のうち地位が顕著であり、信用が優良であり、実体経済の高品質の発展の促進に対し牽引の役割を有する良質企業による外債の借用を積極的に支持する。

法令名: インターネット損害保険業務の監督管理 の強化及び改良に関係する事項に関する国家金融 監督管理総局の通知

公布部門: 国家金融監督管理総局

文書番号: 金規[2024]9号 公布日: 2024年7月17日

施行日:一

概要等: この通知の条件に適合する損害保険会社は、原則としてインターネット損害保険業務の経営区域を子会社を設立していない省(自治区、直轄市及び計画単列市)まで拡大することができ、かつ、遅滞なく拡大地の派出機構に対しインターネット損害保険業務の展開状況を報告する。損害保険会社のインターネット経営を通じた短期健康保険及び事故傷害保険は、「保険機構のインター

ネット人身保険業務の更なる規範化に関係する事項に関する中国銀保監会弁公庁の通知」(銀保監弁発[2021]108号)の関連要求に適合しなければならない。

法令名: 上海国際再保険センターの建設を加速させることに関する国家金融監督管理総局及び上海市人民政府の実施意見

公布部門: 国家金融監督管理総局·上海市人民政

文書番号: 金発[2024]16号 公布日: 2024年7月19日

施行日:-

概要等: 臨港新エリアにおいて再保険業務を専ら経営する保険、再保険及び保険取次法人又は分支機構を設立することを支持し、境内の再保険会社及び外国の再保険会社の子会社が臨港新エリアにおいて再保険運営センターを設立することを許可し、機構の集積ため良好な政策環境を提供する。境内の保険会社、再保険会社及び保険取次会社が登記取引センターにおいて再保険取引情報登記をし、「必要、最小及び操作可能」の原則に従い、再保険契約、勘定書、支払い等の情報を登記し、再保険情報の集積を段階的に実現し、再保険データ集中及び情報サービスプラットフォームを構築し、再保険統一登記サービス体系を確立して健全化することを推進する。

法令名:特許権補償期間の年金標準等の関係事項に関する通知

公布部門: 国家発展改革委員会·財政部 文書番号: 発改価格[2024]1156号

公布日:2024年7月26日

施行日:—

概要等: 国際慣例及び対等の原則に基づき、「国家知的財産権局の行政事業性費用収受標準等を新たに発布することに関係する問題に関する国家発展改革委員会及び財政部の通知」(発改価格[2017]270号) 附属書2の注釈部分を次のように改正する。「中国国家知的財産権局が受理局として受理し、かつ、国際検索をする国際特許出願(PCT出願)について、中国の国家段階に入る際に、出願料及び出願付加料の納付を免除する。中国国家知的財産権局が国際検索報告又は特許性

国際初歩報告を作成するPCT出願について、中国の国家段階に入り、かつ、実質審査請求を提出する際に、実質審査料の納付を免除する。PCT出願が中国の国家段階に入る場合のその他の費用収受標準は、国内部分によりこれを執行する。」

法令名: 海南省人民政府による関係する行政審査 認可権限の暫定行使に同意することに関する国務 院の回答

公布部門:国務院

文書番号:国函[2024]122号 公布日:2024年7月30日

施行日:-

概要等:海南自由貿易港の建設を支持するため、本回答の印刷発布の日から2028年12月31日まで、海南自由貿易港の農作物種子の輸入及び境外から導入する家畜家禽遺伝資源の審査認可は、海南省人民政府の農業農村部門がこれを実施する。

法令名:経済社会発展における全面的な環境配慮型へのモデルチェンジを加速することに関する中共中央及び国務院の意見

公布部門:中共中央 国務院

文書番号:-

公布日: 2024年7月31日

施行日:一

概要等: 政府環境配慮型調達政策を最適化し、環 境配慮型製品調達の範囲及び規模を拡張し、カー ボンフットプリントの要求を適時に政府調達に組 み入れる。企業が環境配慮型調達指針を実行する よう誘導し、条件を有する企業が環境配慮型サプ ライチェーンを確立し、川上・川下の企業による協 調されたモデルチェンジを牽引することを奨励す る。多層的な試行を展開し、工業、エネルギー、交 通運送、都市・農村建設、農業等の重点分野にお ける汚染物質削減・炭素削減の協調された効率増 加を推進する。環境保護、省エネルギー・節水、資 源の総合利用並びに新エネルギー及びクリーンエ ネルギー車両・船舶にかかる租税優遇を具体化す る。環境配慮型税制を完全化し、水資源の税・費 用改革を全面的に推進し、環境保護税の徴収体系 を完全化し、炭素排出削減に関連する租税政策を 研究・支持する。

バックナンバーのご紹介

下記以外にも過去のバックナンバーを、弊行ホームページでご覧ただけます。 https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/china.html



スマートフォンからも *ご*覧いただけます





JB C CHINA

中国レポート





2024年度 第2号

2024年度 第1号

2023年度 第4号

2023年度 第3号









2023年度 第2号

2023年度 第1号

2022年度 第4号

2022年度 第3号

JBIC 中国レポート

株式会社国際協力銀行 北京代表処 中華人民共和国 北京市建国門外大街2号 銀泰中心C座 2102号 TEL:+86-10-6505-8989 FAX:+86-10-6505-3829 E-MAIL:yyybjg@jbic.go.jp

本レポートは株式会社国際協力銀行 北京代表処が日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考として役立ちそうな経済、投資、金融、税制 にかかる現地の情報を集め、配信させて頂くものです。本誌に記載されている記事などの内容や意見は、執筆者個人に属し、国際協力銀行の 公式意見を示すものではありません。当代表処は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。

38 JBIC中国レポート | 2024年度 3号 JBIC中国レポート | 2024年度 3号 39 JBIC中国レポート | 2024年度 3日 202

